

## 平成26年第4回波佐見町議会定例会会議録

平成26年第4回波佐見町議会定例会（第1日目）は、平成26年12月10日本町役場議場に召集された。

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清 書記 山下研一

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	朝長義之	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	山口浩一	建設課長	吉田耕治
水道課長	澤田義満	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	内田稔	総務課行政担当係長	林田孝行



## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（川田保則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 今井泰照議員、8番 太田一彦議員を指名します。

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（川田保則君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの6日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの6日間と決定しました。

## 日程第3 提案要旨の説明

### ○議長（川田保則君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

### ○町長（一瀬政太君）

本日ここに平成26年第4回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

国政では、景気減速の中、消費税率10%を1年半先送りし、アベノミクスの是非を問うべく降って湧いたような解散風が列島を襲い、去る11月21日に衆議院が解散され、12月2日公示、14日投票に向けて、目下激しい選挙戦が繰り広げられていますが、野党からは解散の大義がないなどと言われており、一強他弱の状況の中で、投票率が低下するのではないかと心配しているところであります。有権者には日本の将来を見据え、貴重な一票を投じてほしいと念願するものであります。

ことし1年を振り返ってみますと、ことしも全国各地で災害が発生し、特に広島の土砂災害や御岳山の噴火、長野県北部地震が記憶に新しいところであり、これら災害により多くの尊い命が失われました。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災地の一

刻も早い復興をお祈りいたします。

本町におきましては、幸いにして大きな災害もなく、こうして1年を過ごしたことを町民皆さんとともに喜びたいと思っております。県内では、45年ぶりに長崎がんばらんば国体と身体障害者のスポーツの祭典長崎がんばらんば大会が開催されました。がんばらんば国体では、天皇、皇后両陛下の御臨席を仰ぎ開催され、45年ぶりの総合優勝を果たし、悲願の天皇杯を獲得することができ、がんばらんば大会では過去最多のメダルを獲得するなど、両大会は大成功のうちに終了し、長崎県の結束力と組織力の強さを全国に示すことができました。

また、がんばらんば大会開会式に出席された皇太子殿下が、長崎県窯業技術センター御視察のため、初めて本町を行啓され、私たち町民にも親しくお声をかけていただき、感激したところでもあります。沿道では小雨の中、多くの町民の皆さんにお出迎えいただき、警備関係者から感謝とねぎらいの言葉がありました。

さらに、ことしは8月に第31回全日本少年野球大会において、波佐見中学校野球部が見事全国制覇を果たし、国体では宿郷の藤田開土選手が空手道少年男子形の部での優勝など、少年たちの活躍で町民の皆さんに勇気と感動を与えてくれました。将来の波佐見町にとって頼もしい限りであります。

さて、町内では今年度を観光立町元年と位置づけ、陶農を始めとし、さまざまな体験型イベントや行事等を紹介し、町外から多くの観光客が波佐見町を訪れました。いずれも過去最高の人手を記録し、特に、中尾山、西ノ原界限、それに温泉施設「湯治楼」においては、年間を通じての観光客の増加により、にぎわいを見せ、その他の地域のイベントにおいても盛会裏に終了しましたことは、関係皆様方の積極的な御理解と御協力、さらには町民皆さんの連帯意識と地域づくりに寄せる熱い思いによるものと、深く敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げます。

さらに、来春には2軒のホテルが相次いで開業予定でありますので、滞在型の観光が提供できるようになり、さらなる本町活性化に一層の弾みがつくものと、胸の高まりを感じているところであります。

なお、本年度事業である鴻ノ巣公園グラウンド改良工事、町道整備事業、町営住宅鹿山団地建てかえ事業、西ノ原土地区画整理事業、公共下水道事業等につきましては、いずれも順調に進んでいるところであります。町営工業団地につきましては、現在数件の引き合いがあっており、早期誘致に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第65号、専決第7号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は、先の衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙費として720万円を追加し、補正後の予算の総額を56億7,920万円とするもので、去る11月25日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

議案第66号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）は、今回9,780万円を追加し、補正後の予算の総額を57億7,700万円といたしております。補正の主なものは、歳入では、特別交付税及び再生可能エネルギー等導入推進基金事業費の県支出金等の増額が主なものであります。歳出では、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じた職員給与費、再生可能エネルギー等、導入基金事業による庁舎蓄電池設置事業費、介護給付費及び養護老人ホームの入所所持費等の増額、その他実績見込みに合わせて必要な補正を行っております。

議案第67号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、今回851万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を18億914万5,000円といたしております。補正の主なものは、歳入では、保険基盤安定分の一般会計からの繰入金、歳出では、保険給付費の増額であります。

議案第68号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、今回59万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を1億4,602万5,000円といたしております。歳入では、一般会計からの保険基盤安定繰入金、歳出では、後期高齢者医療広域連合給付金の負担金であります。

議案第69号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、今回14万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を12億2,400万4,000円といたしております。補正の内容は、地域支援事業費の増額によるものであります。

議案第70号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、今回9万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億7,533万1,000円といたしております。歳入は他会計繰入金、歳出は職員給与費の増額及び汚水管敷設工事の組みかえ等が主なものであります。

議案第71号 平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出における原水及び浄水費の増額が主なものであります。

議案第72号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入

及び支出における原水及び浄水費の増額であります。

議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告による国家公務員の給与の改定に準じ、本条例の一部を改正するものであります。

議案第74号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、現下の社会情勢の変化や、県内自治体との均衡等を踏まえ、本条例の一部を改正するものであります。

議案第75号 波佐見町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例については、地域活性化のため、より多様に使用できるよう、本条例の一部を改正するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細については審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

#### 日程第4 25陳情第6号

##### ○議長（川田保則君）

日程第4. 25陳情第6号 駄野地区圃場の灌漑用水確保のため、公共下水道処理水の陣川揚水場上流への還元についての陳情書を議題とします。

付託しておりました産業厚生委員から、審査報告書の提出書がありましたので、委員長の報告を求めます。

藤川法男議員。

##### ○産業厚生委員長（藤川法男君）

おはようございます。それでは、報告をいたします。

---

平成26年10月24日

波佐見町議会

議長 川 田 保 則 様

産業厚生委員会委員長 今 井 泰 照

#### 委員会報告書

本委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定に

より報告します。

## 記

整理番号 25陳情第6号  
付託年月日 平成26年3月4日  
件名 駄野地区圃場の灌漑用水確保のため、公共下水道処理水の陣川揚水場上流への還元について  
審査の結果 採択

---

## 別紙

### 付託事件審査報告書

先に、産業厚生委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました25陳情第6号駄野地区圃場の灌漑用水確保のため、公共下水道処理水の陣川揚水場上流への還元についての陳情について、当委員会で審査した結果を報告いたします。

本陳情は、本年2月25日に提出され、平成26年第1回（3月）波佐見町議会定例会本会議において産業厚生委員会に付託されました。

当委員会では、平成26年4月4日に農林課、水道課の各担当者に出席を求め、陳情代表者の立ち会いのもと現地視察を行いました。

その後、これまで行われてきた陳情の経緯と取り組みについて、各所管から説明を聞き、審査を行いました。が、渇水期に現地調査を行うべきという意見が大半を占めたため、委員会では、その時期に現地調査等を行うことで予定していました。しかしながら、今期は天候不順で雨量が多く、渇水のおそれがなかったため、審査できない状況でありました。

再度、10月20日に農林課、水道課の担当者に出席を求め、調査を行いました。その内容は、平成16年度の下水道事業計画で予想されていた計画汚水量の平均日量5,800立方メートルに対し、現在は下水道整備面積299ヘクタールに対し、水洗化率は72%で、計画汚水量は平均日量1,844立方メートルという、予想された汚水量よりかなり少ない現状でありました。

また、処理水の上流への還元は、国・県の補助事業としては、灌漑用水だけでは、事業認可は厳しいとの見解でありました。

しかし、毎年深刻な水不足はあっており、当面、陣川揚水場の浚渫や新たな用水の確保、また現在検討中である圃場整備事業などを視野に入れた上で、本陳情の意を受けとめ、採決

の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

なお、本件については、これまでも再三にわたり、要望、陳情が行われてきていることに鑑み、公共下水道事業全体計画の見直しの経緯と処理水の再利用計画に対する現状などを、関係水利組合等に十分な説明を行うよう関係課、水道課に要望したところであります。

---

以上、産業厚生委員会に付託された25陳情第6号の審査報告を終わります。

**○議長（川田保則君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、25陳情第6号 駄野地区圃場の灌漑用水確保のため、公共下水道処理水の陣川揚水場上流への還元についての陳情書を採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、25陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

#### 日程第5 26請願第2号

**○議長（川田保則君）**

日程第5. 26請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました26請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願については、産業厚生委員会に付託したいと思います。御異議



ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、26請願第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願については、産業厚生委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第6 議案第65号

○議長（川田保則君）

日程第6. 議案第65号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案第65号 専決第7号について御説明を申し上げます。

平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するということでございます。

平成26年度波佐見町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,920万円とするものでございます。

6ページをあけていただきたいと思えます。

歳入につきましては、県支出金の委託金となっております、今度行われます衆議院議員選挙の委託金であります。

7ページをお開きください。

歳出につきましては、総務費の選挙費となっております、衆議院議員選挙費となっております。内訳の主なものとしましては、報酬の66万1,000円、職員手当等の321万8,000円、消耗品等の需用費が96万3,000円、通信運搬費等の役務費等が131万7,000円となっております。給与費の明細につきましては省略をいたしたいと思えます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

7ページの歳出のところなのですが、2款4項5目の3番、職員手当等の中の時間外勤務手当320万がありますが、この内訳、内容を御説明お願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

時間外勤務手当の内訳ということでございますけれども、基本的には、職員が現在も期日前投票を行っておりますけれども、そういった事務に携わる職務、あるいは公示前の準備段階でも時間外等が発生をいたしております。それから、投票事務は当然日曜日に行われるわけございまして、そこには投票事務従事者は全て職員が対応するということになっておりますので、その職員の時間外勤務手当、それから開票事務もございまして、その事務でございまして。

積算の中身につきましては、当然時間外勤務手当でございますので、職員の給料の額に応じた時間数に応じたところで算出をするということで、今のところは出しております。

まだ、実際に事務をやってみないとわからないところがございましてけれども、期日前投票事務で約95万、それから投票事務で175万、開票事務で50万ということで、今のところは予定をいたしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

同じく7ページなのですが、7ページの14節、この中に投票所の借り上げ料というのが1万5,000円ございます。これはどこの場所でしょうか。普通公民館とか使うときには、多分各自治会のほうにはお金は入ってきていないと思いますが、説明をお願いします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

投票所の借り上げ料につきましては、町が管理をしている投票所につきましては借り上げ料は発生いたしておりませんが、3カ所、中尾の交流館、それから永尾の改善センター、それから村木の公民館ですね。この3カ所については、借り上げ料を1カ所5,000円計上いたしております、各自治会のほうに支払うということにしております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10時45分より再開します。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第7 町政に対する一般質問

○議長（川田保則君）

日程第7. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 大久保進議員。

○11番（大久保 進君）

おはようございます。通告に従い、質問をいたしたいと思いますが、12月定例会は国の大切な選挙中となりました。突然の解散で何があったのかはわかりませんが、国民もほとんどの方がわからないでしょう。アベノミクス経済の是非、地方創生や消費税アップ引き上げ引き伸ばし、条例の改正などなど難題も山積していても、論議を重ねて安定政権になってもらいたいものであります。

さて、町長も先般の選挙で5期目を無投票で当選されました。おめでとうございます。

今回の選挙で、過去16年間を振り返り、財政構造改善計画を上げられております。そのとおりであろうかと思えます。財政的には非常に改善されましたし、事業にしても誘致にしても、我が町は活性化しておると思えます。これからはホテル事業オープン、工業団地誘致事業が最優先とされておりますが、雇用の確保、安心して暮らせる町づくり、地場産業とともに、今年から特に観光立町元年と位置づけて展開していくとの強い信念で推薦されております。

観光には、見てお帰りになるだけのものと、産業とのコラボで経済効果ももたらすこと、町民の意識もなくしてはなりません。そのためには、町並み整備や、アクセス、インフラ、看板など、波佐見は、いろいろなイベントの中で45万人から80万人を超えと言われております。町長が推し進められる「来なっせ100万人」には、生産の町から変身して、交流人口拡大をうたい、あと一歩であります。本町には、他市町にない歴史や文化財があります。現代においては、戦後働き尽くめの方が定年をされまして、産業のまちから癒しの時代、ほっと一息つけるところがほしい、そのときかもしれません。

それでは、通告にしておりました質問をいたします。

観光立町元年について。

一つ、観光は産業の振興とともに、推し進めるべきと思うが、どのように考えるか。

一つ、既存の歴史文化史跡には、交通アクセスや駐車場、トイレの整備が必要と思うが、どうか。

一つ、観光地周辺の道路整備及び街路樹などの維持管理、また管理者の責任はどのようになっているのか。

一つ、空き店舗、家屋の崩壊など、その管理については所有者の責任と思うが、できないところはどのように進めるのか。今後、高齢者や地権者の不在がかなり出てくると思うが、町はどのような対応をとるのか。

一つ、西ノ原地区の景観計画はどのようになっているのか。

一つ、歴史文化資料館建設の考えを聞くが、どの程度のものか。また、農民具を収集されている方がいるが、その対応はしているのか。空き店舗の所有者等に相談できないのか。

一つ、歴史文化を利用しての観光は、まずは町民が知らねばならない。児童生徒の教育の中にどの程度教材として取り入れているのか。

一つ、野球場建設は、観光を兼ねての手段として必要と思うが、教育委員会と町当局とは財政的な面で話がついていない。県には働きかけをしたのか。誘致事業で県の中央部に位置する我が町に引っ張り込むことはできないのかということで質問を。

あとは、自席から発言します。

**○議長（川田保則君）**

町長。

**○町長（一瀬政太君）**

11番 大久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、観光立町元年について。観光は、産業の振興とともに推し進めるべきと思うが、どのように考えるのかという御質問ですが、本町では、これまで「来なっせ100万人」をスローガンに掲げて、各種団体や組織と一体となって、交流人口の拡大による町の活性化を推進してきたところであり、これまでのもろもろの取り組みが、今その成果として、観光客の増加につながっているものと判断するところです。

特に、焼き物ファンの穴場の存在であった中尾山は、観光地として定番化しつつありますし、また、現代感覚の各店舗が古い建物をリノベーションして展開されている西ノ原地区は、今までになかった新たな観光スポットとして、都市部からの来訪者を中心に脚光を浴びているところです。

これらに加えて、温泉再開や、各種イベントの充実により、目標に掲げている100万人もいよいよ手の届くところとなり、さらに、町内で宿泊施設の開業を控え、新たな展開も可能となったことから、本年を観光立町元年と位置づけて、もろもろの施策に取り組んでいるところでもあります。

これらの取り組みには、御意見のとおり、基幹産業であります窯業や農業などの振興とともに推し進めることは言うまでもありませんし、産業の振興が直接的に、また間接的に観光振興につながるものと思います。

特に、波佐見焼の振興については、ここ数年、来業界と一体となって各地に出かけては各種事業に取り組んできたところであり、これによりいろいろなメディアに取り上げられることも頻繁となり、生活に密着しながら、常に時代の変化に対応し、消費者の要求に応えてきた波佐見焼として、知名度向上とともに特に若い女性の支持を受けていることが、ここ数年の来訪者の増加に大きく影響しているものと思われます。

さらに、産業のみならず、歴史や伝統、文化、芸能、人物など、あらゆるものを観光素材として捉え、それらの保存や、活用とともに進めるべきと考えています。

このように、今後も業界や団体と連携して、産業の振興を図るとともに、観光そのものも重要な産業の一つとして捉えて、目標である100万人の一刻も早い達成と、さらなる町の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、既存の歴史文化史跡には、交通アクセスや駐車場、トイレの整備が必要と思うがどうかという御質問ですが、町内の施設や観光要素へつながる主要な道路については、順次改良や整備を行ってきており、主な施設や地域など、観光要素への誘導標識等についても、一定の数は設置しているところであります。

また、来場者用の駐車場やトイレについても、必要に応じて設置しており、来訪者の利便性を図ってきたところであります。ただし、町内への観光客が増加してくると、場所によっては道路の拡幅整備や目的地での駐車場及びトイレの必要性を感じることもあります。

このことから、次年度以降の計画としてまず、中尾山におけるトイレの整備を計画しており、現在位置や規模などについて、地元との協議を進めているところであります。なお、道路整備には、用地取得のため地権者の御理解と御協力を得ることが必要であるとともに、まずは現状として、整備がおこなわれている生活道路を優先して行っているところであり、結果として、これらには観光要素へつながる道路も含まれているところではあります。

また、駐車場についても、その必要性や地形的な要件も十分に考慮しなければならないと思います。このことから、観光要素での今後の整備に当たっては、これまでの推移と現状、これからの動向を見極めながら判断して、さらには、設置後の施設管理の問題等も十分に考慮しながら、研究してまいりたいと思います。

次に、観光地周辺の道路整備及び街路樹などの維持管理、また管理者の責任はどのようになっているのかという御質問ですが、県道整備につきましては、県への要望活動を行いながら、重点的に年次計画で整備をしていただいている状況であり、また、幹線的な町道の整備

につきましては、振興実施計画に基づき、年次計画で進めております。

道路の維持管理の御質問ですが、県道は県が、町道は町が、それぞれの道路管理者としての維持管理を行っていますが、特に除草作業においては、十分な対応ができていないことから、各自治会や愛護団体、アダプト団体等の活動は大きいものと思っており、感謝しているところです。

また、町で管理しています街路樹につきましては、年間を通した道路植栽の良好な維持管理を行うために、樹木管理を委託しており、剪定1回以上、除草2回以上、かん水2回以上の業務を、予算の範囲内において実施しております。

次に、空き店舗、家屋の崩壊など、その管理については所有者の責任と思うが、できないところはどのように進めるのか。今後、高齢者や地権者の不在がかなり出てくると思うが、町はどのような対応をとるのかという御質問ですが、店舗や家屋など、建築物の管理責任は当然所有者にあります。空き家問題は全国的なもので、7軒に1軒は空き家という統計的な数値も出ており、国においても、平成26年11月27日、空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、平成27年2月27日までに施行される予定です。この法律には、倒壊などが危惧される特定空き家等の定義や、市町村が実施できる対策などが規定されています。これにより、今後市町村は、固定資産税の情報を利用した所有者の特定や、立ち入り調査、空き家の適正な管理について、所有者、管理者に助言、指導を初め、勧告、命令までできるほか、命令等に従わない場合は、市町村がその措置を講じる、いわゆる行政代執行も可能となっています。

本町としましては、この法律施行を受け、管理が十分でない空き家等に対し、どのような対応をどこまでどのような方法で講じていくか、その方針を決定する必要があります。公費を使って、措置を講じることも可能ではありますが、所有者に費用の求償をしても、相当の費用負担や、回収できなかった場合などのリスクも発生します。これまでは、所有者の特定さえもできなかった現実がありましたので、管理責任は所有者にあることを基本原則に、まずは改善の要請や、指導、必要であれば勧告など、できるところから取り組んでいきたいと考えています。

次に、西ノ原地区の景観計画はどうなっているのかという御質問ですが、現在、全町を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、平成25年、26年度におきまして、波佐見町景観計画の策定業務を実施しております。また、景観計画を進めるに当たり、景観計画素案を提示しま

して、パブリックコメントを行い、広く町民からの御意見を伺ったところであります。

ただ、景観計画の策定に関しましては、平成27年3月までに波佐見町景観計画検討委員会で、幅広い観点からの検討を行うこととなっており、景観計画素案では、波佐見町全域を一般景観区域と定めております。また、町内で特に重点的に景観形成を進めることが必要な区域を重点景観計画区域として定め、よりきめ細かいルール設定により、地区特性に応じた景観誘導を図ることができるようにするために、重点景観計画区域案としての4地区を候補に挙げ、西ノ原地区も位置づけています。

今後、地域住民との協議の上で、合意形成が図られれば、区域の設定や、景観形成の方針が決定した場合に、重点景観計画区域の指定の手続を進めることとなります。

歴史資料館、歴史文化についての児童生徒の教育、野球場建設についての答弁は、教育委員会からあります。

**○議長（川田保則君）**

教育長。

**○教育長（岩永聖哉君）**

大久保議員の御質問にお答えをいたします。

観光立町元年について。歴史資料館建設と考えと聞くが、どの程度のものか。また、農民具を収集されている方がいるが、その対応はしているのか。空き店舗の所有者等に相談できないかとのお尋ねでございますが、歴史資料館は、本町に有するすばらしい文化遺産を保存、公開し、町民が学ぶ場として、また子供たちの地元への誇りを醸成させる場として、その必要性は高く、本町の歴史的な価値を高めることのできる最適なものであると思っております。また、町内外の多くの方々に発信する拠点としても、重要な役割を果たし、交流人口の拡大にも寄与できるものと思えます。

歴史資料館は、ソフト的には、学習の場、並びに観光拠点という機能を最低限持たせることが望ましく、ハード的には、学習環境に十分資することができる展示スペースと、これまでの調査により出土した膨大な遺物を収納できる収蔵物保管スペース、また出土品の分析、復元を行う事務室、研究室スペースなどが必要であります。それぞれのスペースの具体的規模、機能については、本町で所有している文化財の種類、数量等を考慮し、近隣市町の施設を参考にし、検討していきたいと考えております。

また、平成18年度に建設しました鬼木農民具資料館とのすみ分けを行い、双方の特色を生



かした館のあり方を研究してまいりたいと思っております。

農民具を収集されている方の対応については、一例として、宿郷の橋んきわ資料館がございいますが、昨年度より教育委員会で管理を行い、見学者への説明、対応も行っているところ  
です。

空き店舗等の利用につきましては、一時的な展示、保管場所として検討する余地がありま  
すが、長期的、恒久的な展示、保管に十分な面積を有する物件であるかどうか、また、利用  
効果があるものかなどについて、十分に精査する必要があると考えます。条件にかなう規模  
の空き店舗でありましたら、一つの候補地として、考えてもよいのではないかと思います。

次に、歴史文化を利用しての観光は、まず町民が知らねばならない。児童生徒の教育の中  
にどの程度教材として取り入れているかとお尋ねでございますが、町民が歴史文化を認知  
する機会として、各種団体による史跡見学を初め、文化祭における歴史、史談会コーナーを  
設けるなどの対応を行い、本町に内在する文化遺産や、先人の偉業を認識してもらうことに  
努めているところでございます。

また、児童生徒の学習機会につきましては、平成8年度に社会科副読本として作成しまし  
た「わたしたちの波佐見町」を小学3年生の全児童に配付し、郷土学習資料として取り入れ  
ているところです。さらに、この資料は各学年ごとに学ぶべき内容を示し、自分で調べたり、  
友達と学び合う資料として有効に利用し、波佐見町のすばらしさや助け合って生活してきた  
様子を知るとともに、温故創新の心を生み出すことにもつなげる大事な学習資料としても利  
用しているところです。

また、学芸員による原マルチノや、波佐見焼に関する出張授業を初め、畑ノ原窯、陶芸の  
館、鬼木農民具資料館、橋んきわ資料館、六十餘洲などへの見学会、対応等も行い、児童生  
徒がふるさと波佐見町を学ぶ機会づくりにも努めているところでございます。

次に、野球場建設は観光を兼ねての手段として必要と思うが、教育委員会と町当局とは財  
政的な面で話がついていない。県には働きかけはしたのか。誘致事業で県中央に位置する我  
に町に引っ張り込むことはできないかというお尋ねでございますが、野球場の建設についま  
しては、これまで多くの議員の皆さんから建設に対して強い要望が出され、その都度何とか  
できないものかと関係各課と研究を重ねてまいりました。

議員お説の観光の視点からもさまざまな大会等の誘致を行い、建設中のホテル等とタイア  
ップしたスポーツコンベンション事業を展開し、交流人口の拡大による町の活性化につなげ

る必要があると思っておりますし、また、国・県への働きかけについては、先般盛会裏に終了いたしました長崎国体の開催決定がされた折にも、本町への野球競技誘致とあわせて野球場建設を要望した経緯もありますが、実現に至りませんでした。

その後、補助制度についても模索しましたが、有利な国・県等の制度もありませんし、また、現在の財政状況では町単独での建設は非常に厳しい状況にあることから、実現に至っていないのが現状でございます。

波佐見中学校野球部や、鴻ノ巣少年野球クラブの全国制覇など、目覚ましい活躍を見せ、波佐見町民に感動と喜びを与えてくれましたし、多くのスポーツを志す少年少女にも大きな夢と刺激をもたらしてくれました。このような状況の中、教育委員会といたしましては、スポーツの振興、特に、子供の未来に夢を与える野球場建設という趣旨に対しても、理解と賛同はいたすところでありますので、町当局への働きかけを今後行いながら、引き続きその実現に向けて努力をしてみたいと考えております。

したがいまして、それまでの間は、現在整備中の鴻ノ巣グラウンドや、甲辰園グラウンドナイター施設等、スポーツ施設の改良を図りながら、活動に支障がないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（川田保則君）**

大久保議員。

**○11番（大久保 進君）**

町長には今まで二大産業の窯業、農業、その後に観光ということで、今までも力を入れておられたと思います。やはり交流人口もだんだんとふえてきたと思いますが、今年特に立町元年とされた理由について、どういう思いでそういうふうになられたかお聞きしたいと思います。

**○議長（川田保則君）**

町長。

**○町長（一瀬政太君）**

先ほど説明をしたとおりなんですけれども、まずはやはり46万人だった交流人口が、昨年には80万人に到達をしたと。そして、80万人に到達したのは今までの各地域、そしてまたいろいろなイベントが年々充実してきておりましたし、それと同時に、昨年12月には温泉ホテルの建設予定が発表をされました。そういうことを機に、やはり今度は通過型の交流人口

から滞在型も十分対応できると。そうすると、いろんな陶器まつりにしろ、いろいろなことにも1泊で楽しんでいただく。そして今、陶農という体験のイベントがたくさんあります。それも日帰りではなくして1泊、2泊できる、そういうふうなこともできますし、ある面では温泉の利用も今、日帰りですけれども、やっぱり長期療養型のリハビリを兼ねた温泉の利用の仕方ということもできてくるのではないかなというふうに思っております。

やはり県外の方々に波佐見を知っていただいている方々は、陶器まつりにしろ、中尾の桜陶祭にしろ、わざわざおいでになっております。だからこれが気楽に、やはりビジネスホテルができるということになれば、そういうお方とか、東京波佐見会の波佐見町出身の方々も気楽においでになると。これはまさに観光立町元年とした大きな理由であります。そのことを宣言することによって、今までのおもてなしの心、対応の仕方にさらに磨きをかけ、より早く100万人に達しようと。やっぱり民間の方、地域の方と一緒にやっていく、そういう気運を高めるために、観光立町元年を宣言したということでございます。

**○議長（川田保則君）**

大久保議員。

**○11番（大久保 進君）**

そういう気持ちではあられると思いますが、先般、波佐見に東彼3町の議員の方もお見えになりまして、見学をしたところでありまして。本当にこの波佐見の窯元、また棚田とか、いろいろな何百年の歴史がある波佐見に心を打たれた方もいらっしゃると思います。

波佐見の町は生産の町でありましたが、ここ十何年そういう観光にも力を入れるというふうなことで、やはり町民自身がその認識を持っていかなければ、町だけで声を上げてもだめかなと思います。そういうことで、今後どういう町民に認識を持ってもらうために政策を持っていかれるのか。どういうことが必要なのか、そこら付近もお示しいただければと思います。

**○議長（川田保則君）**

町長。

**○町長（一瀬政太君）**

やはり今までも、行政だけで幾ら頑張ってもとてもできるものではありませんし、民間でできることは民間で、業界でできることは業界で、それぞれの立場の人たちが指導をして、それをいかに行政が的確にサポートをしていくかと、そういう中で、やはり観光協会を役所

から陶芸の館に移し、そして陶芸の館を一新して観光交流センターと、一つの観光の拠点にやっとなつたと、そこでの活躍といいますか、観光協会、くらわん館が一体となつて、おいでになっていただく皆さんにおもてなしをして、そしてまたいろんな地域でのイベント等も紹介をされています。

民間ですから、元日だけが休みで、ほとんど年中オープンしているというような状況でございますし、そして、また各地域でもそれぞれのこの10年間に、皿山器替まつり、それから鬼木棚田、いろいろなイベント、そういうことが今度は野々川につながり、また川内でもいろいろな活発な活動をされていると。これはやはりそこにいろいろな歴史文化が根づいていたものをもう1回見直そうと、そういうことについては日本再発見塾を波佐見に招致したと、そしてその後、波佐見発見塾を継続してやっていると。だから、いろいろなイベントをやるときには5年、10年かかりますよと、それを継続して1回、1年ごとにやはり反省をしながら、さらにワンモアステップ、もう一步磨きをかけて、よりお客さんの満足度を高めていこうと、そういう気持ちが結実して、こういう状態になってきたのではないかなというふうに思っておりますし、そういう面で、今の中にそれぞれの団体の方々の意識、意欲、これがより町民全体に広がっていくことが、さらなる波佐見町の交流人口の拡大につながっていくのではないかなというふうに思っております。

**○議長（川田保則君）**

大久保議員。

**○11番（大久保 進君）**

そのために、やはりお見えいただく方たち、それからその周辺の整備ということではありますが、波佐見町にもトイレの設備もずっと進んではきておるようですが、まだまだ町の管理をするところと、それからまた自治会で管理をされるところ、こういうところがありまして、先般ちょっと何箇所かトイレのほうも行って見ました。そういうこともありまして、多少町でやっている場合と、そういうところにやはり看板的にもあまりないわけですね。やはりマップの中でも商店とか、そういうのはありますが、いろいろなそういう、町にお見えになるところの看板設置もありません。

それともう一つ、このトイレについては、町管理をされるところはいいのですが、今後やはりそういう観光地にしようという頑張っておところは自治体がやっております。そういうところでかなり整備に費用もかかるし、やはりメンテナンス等もかなりかかっております。

そういうところも今後見極めをして、多少皿山とか鬼木とか中尾とか、そういう観光が激しく、交流がなるところは、やはり町の一つの管理運営、そういうところも大事になってくるんじゃないかと思います。そういうところのきめ細かな、やはり一つ自治体に対応していただくというようなことが大事なかなと思いますが、その点の考えはどうでしょうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり余りにもきめ細かに行政が手を下すと本当のは出てこないんじゃないかなと。そういうのが、やはりばらまきの状況になってまいりますし、そういう中でどうしてもこういうことをやりたいというようなことであれば、ちゃんとそれなりの町としてのいろいろな制度、県の制度なり、そういうものを活用して、その地域の全部に負担がかかるようなことじゃなくて、自分たちもこれだけやるから、町ももう少し頑張ってもらって欲しいというようなそういうことは、あつて初めて「よし、自分たちで頑張るぞ」という地域、団体のそういう意気込みが大事になってくるんじゃないかなというように思っております。

だから、必要な状況、そういうことであれば、やはり特に今も中尾、鬼木、皿山、いろいろな形でやっていたらいいと思いますし、そういう面で、やる時にどうしてもこれだけは自分たちで手に負えないというようなことがあれば、我々としても十分検討して、お手伝いできるところはどんどんお手伝いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

波佐見は、意外とそういう自分のものは自分でやろうという、この観念は強いんですよ。しかし、ある程度物を言わない人もおります。そういうところも幾らかの手当をするとかいうようなことも必要かなと思っておりますが、その点は考慮をしていただきたいと思います。

それと、今度看板の件ではやはりいろいろなそういうところで、今度ブリスヴィラの社長がこの前講演されたのですが、外国人の方を受け入れると、30%以上は外国人んだというような話がありました。そういうことについても、波佐見に来町される方はハウステンボス関係もあるでしょうし、やはりそういうこともありますので、多少考慮して、看板等も設置をしていただく。これが観光の第一歩かなと思いますので、その点は今後注意していただきたい

いと思います。

あと、街路樹の件ですが、これはちょっと私も何十年と一つのこの街路も、波佐見-御堂筋間もあると思います。しかし、そういうところに目立つのが、同じ土地、同じ地質であるかもしれませんが、途中途中では全然育っていないところもあります。そういうところでは特に草が生えます。そういうのも緑をつけて、今はだいぶ冬で整備はよくできています。しかし、そういうところを、何でそういうところだけ部分的にそういうふうになるのかなど。やはり町道街路は町の顔ですので、そこら辺の関係はどういうふうになっておるんですかね。

**○議長（川田保則君）**

建設課長。

**○建設課長（吉田耕治君）**

今ありました街路樹なんですけれども、当然ふえて成長していくわけでございますけれども、やはり中には建設当時の土質の関係とか、転圧の状況、そういったもので根が張らなかつたり、そういったことが十分考えられますし、長いことありますと、干ばつ等で水不足になって枯渇して枯れていたり、そういった状況もあっております。そういったことの中で、やはり通常の管理を十分徹底をしてとは思っておりますけれども、なかなか予算も限られておりますし、十分とは言えないと思いますけれども、管理を行っている状況でございます。

また、高木につきましては、ある程度いいんですけれども、特にツツジの中でもクルメツツジがちょっと弱いのかなというような状況がございまして、植栽をするときにそういった品種とか、樹木の選定も必要になってくるんじゃないかというふうには思っております。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

町内におけます各観光要素への誘導看板につきまして、外国表記等の必要性でございますけれども、これ確かに県のほうでも基本的には4カ国、特にパンフレット等につきましては、中国、韓国、それから英語の4カ国表記を大体推奨しておりますが、特に道路標識につきましては、表示面積等も4カ国も表記すると大きくなりますので、英語あたりの表記等も今後考えながら、順次整備できるところは対応していきたいなというふうには思っております。

**○議長（川田保則君）**

大久保議員。

**○11番（大久保 進君）**

今、管理はしているというようなことですが、長年そういうことが繰り返しなんですよ。ですから、今までそれだけの管理をされるという方が専門家なんですよね。それで、いいところはいいわけですたいね。やはりそこだけの地域がなかなか厳しい状況、ツツジが生えなければ草が生えますもんね。特に生えます。ですから、土質を変えとかいうことで、今後そういうところにはもう一つ力をちょっと考えていただいて、できればそういう目立つところがないような仕組みをしていただきたいと思います。

次に、空き家とか、そういうところで、今後崩壊とか、そういうところも出てくるし、道路の際にいろいろな陶器の壊れ、それから石工とか、置いてあるところがあります。先般もちょっと言ったかもしれませんが、これもやはり個人の責任ではあります。しかし、そういうところの指導とか、先ほど言われましたが撤去もできると、勧告もできるというような話でしたが、そのところの指導、勧告というのはどういうふうにされておりますか。

**○議長（川田保則君）**

総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

答弁の中にもありましたとおり、法律がやっとできたという状況でございまして、執行が来年の2月中までにはされると思います。お説の恐らく支障物件だろうと思いますけれども、支障物件あたりにつきましては、支障となっているところが例えば道路とか、そういったところであれば、もう道路の管理者がある程度指導、あるいは勧告といいますか、そういった要請をすることもありましようし、それがもう完全な個人の土地、民地のところということになりますと、当然私たちも危険な家屋ということになりますので、こちらのほうから改善、あるいは撤去、除去、そういったものの要請なり指導なり勧告なりということになろうと思います。

法律が施行されたばかりでございまして、これから具体的なやり方について、マニュアル的なものをつくったりということをした上で、進めていくことになろうかと思えます。

**○議長（川田保則君）**

大久保議員。

**○11番（大久保 進君）**

空き家対策は、近くでは東彼杵町に、この長崎経済というのに載っておりましたが、東彼

杵町も空き家対策の条例をつくって、それから今、県内でも、壹岐、長崎、佐世保、南島原、五島、新上五島、小値賀、西海と、これは全部空き家対策条例がつくられております。これは近年のことですが、先ほど言われましたように国からのそういう申し入れがあれば、そういうふうになると思いますが、やっぱり空き家となると、一つ治安とか空き巣とか、そういうものがいろいろあるわけですね。観光は不特定多数の方が町内に訪れられるということにもなりかねません。そういうことで、特に町もそういう一つのシステムとして、そしてもしその公費を使って取り壊しができないというようなところは、その方たち、管財に、持ち家の方壊したら、こういう駐車場に使ったり、公園に使ったりというところもあるというふうに書いてあります。そういうことを、やはり町もある程度一つの、先に先にそういうことが起きないようにシステムをしていったほうがいいのかなと思いますが、その点についてどういうふうなお考えでしょうか。

**○議長（川田保則君）**

総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

県内のほかの団体におきましては、法律の制定の前に条例をつくって、対策を講じている団体もございます。東彼杵町もその一つでございますけれども、東彼杵町とか、長崎市のやり方を見た場合には、空き家とあるいは空き家が建っているその敷地を全て市町村に寄附をしていただいて、所有権を町に移してから、町がその権限で町の建物になった時点で解体、除去をする。あるいは、除去をした後の土地については、公園なり空き地の整備なりということでの活用をしているようでございます。

当然、今回法律ができたわけですから、条例の制定については、今後は波佐見町も必要はないのかなという考え方もありますが、もう少し法律の中身を精査した上で、条例の制定が必要かどうかは決めていきたいと思っております。あるいは、東彼杵町、長崎市がやっているような、いわゆる寄附を受けて、それから町が施行するというやり方についても、当然何らかのそういう方策でやるかやらないかについては今後決定をしていくべきものだというふうに思っております。しかしながら、なかなか東彼杵町の状況を聞いても、寄附をしていただくことがかなり難しい状態があるということで、まだ二、三軒の実例にとどまっているという状況までは伺っておりますので、今後私たちもそういった実情を踏まえながら、それが可能かどうかを含めて検討をしていきたいというふうに思っています。



○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

この資料を見ますと、年間今まで820万戸が空き家だというようにされております。これは何かというと、毎年新築100万戸できている、この一つの例もあるというようなことでありますので、今後ますますそういう空き家がふえていくんじゃないかと思えます。

特に核家族になると、東京と田舎と、大阪と田舎というようになりますので、なかなか帰って来られる方が少ないというような状況になれば、こういうこともだんだん必要になってくるのではないかと思えますので、特に気をつけていただきたいと思えます。

これからは、先ほど言いました資料館もありますが、資料館といいますと、三上先生のこの前の寄贈があったというようなことで、特に藤田コレクションもありますし、そういう波佐見は陶芸のまちでありますので、その古陶磁器なんかは必要かと思えます。

しかし今、農民具も今ありましたように、橋んきわの田中さんが保有されております。ここを見ますときに、戦前戦後のいろいろなものも収集されておるわけですね。そういうことは、あそこは狭しとしておるんですよ。ですから、前から話があっておりましたが、どこかに、これは個人的な話ですが「やってみようか」というような話でありましたが、そういうことも含めて、せつかくの貴重な歴代の資料であります。そういうことを含めて、陶磁器もこれ大事ですが、農民具も鬼木にあります。そういうことで何かそういう空き家、そういう対策、または資料館とかいうようなところに、何かそういう施設ができないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

議員、申されますように、橋んきわの資料館は本当に歴史を彷彿させる、そういうふうな貴重な歴史的なものがたくさん収納、展示されております。

先ほども答弁をいたしましたように、機会あるごとに、子供たちにもああいうのを見せて、昔の生活なり歴史というものを感じさせているわけですが、あれを今度別の場所に移してというふうなことになりますと、所有者との話し合い等々もございまして、今のところ、そういうところには行っておりませんが、やっぱり議員から申されましたように、

あの貴重な資料というふうなものを多くの人に見ていただくということは、我々にとっては大切な役割だろうというふうに思いますので、今後空き家というふうな御提案もいただいておりますので、そういう適当な場所等がありましたら、そういうものを検討に入れながら、あの資料を多くの人に見ていただくという、そういうものにも我々としても携わってまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

先ほどから言いますように、私は、歴史文化財は波佐見にいっぱいあると、私たちもよく知らないわけですね。やはり子供のときから、そういうあまり行ったことがなかったというところがいっぱいあります。

そういうことで、やはりいろいろな資料館とか、そういうのができれば、これは一つ子供の勉強にもなるし、いいかと思いますが、波佐見は特に史跡があるわけですもんね。やはりそういう史跡の中の勉強も町民もさることながら、子供のときからそういう教育の面から、いろいろな社会科の勉強として、教育の教材の中に冊子ばかりじゃなく、実施も兼ねてやっていただければどうかなと思います。そこら辺を含めて、もう1回お願いいたします。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

これも先ほど壇上から御答弁を申し上げましたけれども、例えば原マルチノの歴史については、全小学校の6年生に出張授業ということで行っておりますし、焼き物についての歴史、あるいは畑ノ原での子供たちへの説明、また陶芸の館、さらには中尾の交流館等々、たくさんの波佐見に残されているそういう歴史、史跡的なものを子供たちに見せる機会、学ぶ機会というふうなものもできる限り考えながら、学校と連携をとりながらやっておりますし、また今後も、そういうことは大事なことでして続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

余りに多くて時間が参ったようですので、野球場の件は、私も同僚議員もいろいろ今まで

もありました。これは波佐見の人に聞けば「もうできんとばい」というような話があります。

しかし、これは波佐見町内でできなければ、近隣市町村に問いかけて、何とか波佐見に誘致ができないかというようなことも含めて、それからまた、この町でやるというよりも、建設会との共同事業としてでもできないものか、やっぱり特にそういうことも含めてお願いをしておきたいと思いますが、先般ちょうど東京に行きまして、議員の先生にもそういうことをお尋ねしたところもありました。ですから、何事も当たっていただけろじゃないんですが、何かそういう突破口があればお願いをしておきたいなと思っております。

観光については、先ほど言いますように、町の人の感覚と、行政のやり方、また町の人が力強いその思いを持って進めていかなければ、観光事業というのはどこにもあっておるわけですので、特に波佐見町はこれからというようなのがありますので、おもてなしから、また受け入れの態勢も、町職員さん、我々も含めて、それに向けて頑張らなければいけないと思いますが、それを機にもう一回、町長の強い信念で御回答いただければ、終わりたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

野球場の建設については、やはり内部での検討をいろいろやる中で、どうしてもその場所の問題、財源の問題、そういうところに非常に厳しい面があるというような思いをいたしております。そういう中で、いろいろな検討の中で、やはりある一定の国とか県とかの補助が半額以上あるとか、50%以上あるようなそういう状況であれば、無理してでもというようなところもあるし、しかし、やはりやったことによって、次の世代に大きな負担がかからない、行政サービスが低下しない、そのことを十分見極めてやるべきじゃないかなというふうに思っております。

それから、観光交流のことについては、今までやってきた、さらに今度はやっぱりネット社会になっているんだというようなことで、やはり若い人たちのそういうネットの受信発信、このことが、例えば今までの我々のアナログの時代は口コミだというようなことだったわけですが、今からはやはりこのことが一番誘客につながる手段方法ではないかなというふうに思っております。これはもう町内だけではなくして、県外、外国にもやっぱりネット

の社会が蔓延しておりますので、それを十分活用して、そしておいでになった方々がやっぱり実物の波佐見を見てよかったと言われるようなことのもてなしを、町民の皆さんと一体となって取り組んでいければというふうに思っております。

**○11番（大久保 進君）**

どうもありがとうございました。

**○議長（川田保則君）**

以上で、11番 大久保進議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時45分 休憩

午後1時 再開

**○議長（川田保則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 中尾尊行議員。

**○2番（中尾尊行君）**

今や日本は少子高齢社会と言われております。問題になるのは、少子高齢化にその原因を求めることが大きいのではないのでしょうか。

通告しておりました3問とも、そういう意味を含み、質問いたします。

1番、少子高齢化社会がもたらすさまざまな問題に対しての有効な手段として、雇用の創出がある。本町は町営工業団地への企業誘致が早急な課題と考えるが、現在の進捗状況はどのようにになっているのか。

2番、改正地方教育行政法が成立し、来年4月から施行される。新制度のポイントはどういったものか。また、小1プロブレム、中1ギャップの解消にどのように関連してくるのか。

3番、本町の予算編成は、当面する課題に対するもの、将来に対する施策としてのものがあると思うが、町民の理解を深めるとともに、将来像を示すためにも予算の概要がわかりやすい説明書の作成が急務と思うが、どのように考えるか。

以上です。あとは、発言席より質問いたします。

**○議長（川田保則君）**

町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 中尾議員の御質問にお答えいたします。

まず、少子高齢化社会がもたらすさまざまな問題に対しての有効な手段として、雇用の創出がある。本町は町営工業団地への企業誘致が早急な課題と考えるが、現在の進捗状況はどのようなになっているのかという御質問ですが、国内の多くの地方では人口流出が進み、地域の活力が失われつつあり、さらに少子高齢化が進展しています。その要因の一つとして、その地域に産業が乏しく、就業機会が少ない、雇用の場が限定的であることなどが上げられると思います。生活基盤となる収入源の確保、いわゆる雇用の場の創出が必須条件であることは議員がおっしゃるとおりであります。そのために本町では、町内への企業誘致を進め、雇用の場を創出する目的で町営工業団地を整備し、昨年3月に完成したところであり、約2.9ヘクタールを分譲用地として、一刻も早い分譲と企業誘致を目指して、企業誘致担当職員が全国各地を飛び回り、積極的な企業訪問と、情報交換など、県と連携した取り組みを進めているところであります。

お尋ねの現在の進捗状況であります。何%という数値では非常にあらわしにくい部分であり、雇用分譲面積で捉えるのであれば0%ということになりますし、また仮に交渉経過を数値であらわし、交渉中であれば30%、好感触を得ていれば60%と例えるにしても、そういう状況では非常にデリケートな部分が含まれるため、その企業と合意確認のもとでなければ、現状では何とも言えないのではないかと判断するところであり、この点は御理解をいただきたいと思っております。

なお、本町へお越しになり、町営工業団地へ案内し、直接視察された企業は3社となっております。あわせて担当者による今年度の企業訪問件数を申し上げますと、11月末で76件、うち面談できたものが61件となっております。現状では、企業へのアポイントすらとれない、面談できれば御の字と言われるくらいに厳しい状況で、地域間の企業誘致合戦は非常に厳しさを増しています。ただし、先の9月定例会におきまして、誘致企業への優遇措置も御承認いただき、非常に心強いものとなり、また、相手企業にとっても魅力的なものとなっておりますので、これまで以上に積極的に企業訪問を行い、一日も早い吉報を町民の皆さんにお届けしたいと思っております。

教育行政法等については、教育委員会から答弁があります。

次に、本町の予算編成は、当面する課題に対するものと、将来に対する施策としてのもの

があるが、町民に対する理解を深めるとともに、将来像を示すためにも予算概要のわかりやすい説明書の作成が必要と思うがどうかという質問ですが、地方自治体の予算につきましては、地方自治法の定めにより、年度開始前に議会の議決を得なければならないこととなっていて、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならないことになっています。本町においても、総務省省令に基づき、予算に関する説明書を作成し、議会に提出しているところです。

さて、予算について町民の理解を深め、将来像を示すために予算概要のわかりやすい説明書の作成が必要ではないかとの御質問ですが、本町における予算説明書につきましては、波佐見町財政事情説明書の作成及び公表に関する条例に基づき、当初予算の概要を広報はさみ4月号に掲載するとともに、町ホームページにおいて公表し、町民の方へお示ししているところです。広報紙においては、昨年より1ページふやし、4ページとしていますので、より詳しい説明となっているところであります。

なお、他の自治体においては、詳細の概要版や、詳細版の説明書が作成されているところもあり、住民向けの説明資料としては一定の意義並びに効果があると思われれます。しかしながら、当該説明書の作成時期は、財政担当におきましては、最も業務多忙な時期な時期と重なっており、予算説明書を作成することにより、他の業務に支障を来たすのではないかと懸念されるところです。

先ほども申し上げましたように、意義並びに効果については十分認識しており、平成25年12月議会においても同様の要望もあっていますので、可能な範囲でこれまでより少しでも詳しい内容になるよう、予算概要作成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（川田保則君）**

教育長。

**○教育長（岩永聖哉君）**

中尾尊行議員の御質問にお答えをいたします。

改正教育行政法が成立をし、来年4月から施行される新制度のポイントはこういったものか。また、小1プロブレム、中1ギャップの解消にどのように関連してくるのかという御質問でございますが、文部科学省が本年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正することにより、これまでの教育委員会制度を抜本的に見直し、議員お説のとおり、平成27年4月から新たな制度として施行されることとなりました。その新制度の見直しとな

りました背景には、現教育委員会制度において、教育委員長と教育長とのどちらが責任者なのかわかりにくいとか、教育委員会の審議が形骸化している。また、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。さらには、地域住民の民意が十分反映されていないなどの課題が指摘され、その課題の解決を図るため、議員お尋ねの四つのポイントを示し、改革が行われたわけであります。

その1点目のポイントは、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を町長が直接任命し、その新教育長が教育委員会の会務全体を責任者として統一、管理するとしたこと。

2点目には、新教育長の判断による教育委員会への迅速な情報提供や、会議の招集を実現させること、また、教育委員による教育長のチェック機能を強化することや、会議の透明化を図るとしたこと。

3点目は、町長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置し、教育行政の大綱や教育の条件整備などの施策、さらには児童生徒等の生命身体の保護等、緊急に講じる措置などについて、協議や調整を行うとしたこと。

そして4点目として、教育の目標や、施策の根本的方針等に関する大綱を町長が策定し、地方公共団体としての教育行政に関する方向性を明確にするとしたこと等を定め、来年4月から新制度をスタートさせることになったのでございます。

次に、小1プロブレムや中1ギャップの解消にどのように関連するかとの御質問ですが、新教育委員会制度の施行によって、これまで行ってきた教育のあり方や、方向性が変わるわけではありませぬので、関連は従来の制度と基本的に同じであると考えておりますが、入学したばかりの小学校1年生が、集団行動や授業に参加できないなど、学校生活になじむことができない状況にある小1プロブレムや、小学校から中学校に進学したときに、学習内容や、生活のリズムの変化になじむことができなかったり、友人関係や生活指導の厳しさによる学校不適應などで、不登校やいじめ等に陥ったりする中1ギャップなどの対応について、町長と教育委員会で構成する新たな総合教育会議で取り上げ、より広い視野で、その対策のあり方等を協議することにより、その解消を図るということにおいては、教育委員会内だけで行う現在の取り組みとは違いがあるものと考えます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

最初に町長がおっしゃいましたように、この間条例の改正が行われまして、おっしゃったように誘致先の優遇措置が緩和されたというようなことですが、よりスピーディーな対応が担当職員には求められるんじゃないかと、そういう意味で、その改正後、どういう企業の対応、反応が変わったところがあるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

先ほど、答弁の中で町長が申しましたとおり、ことしに入りまして70件ほどの企業訪問を行っておるわけですが、その中で継続的に企業訪問をさせていただいておるところも数件ございます。そういった中におきまして、今回のこの制度改正につきまして説明をしましたところ、非常にありがたいと、前向きに検討する材料の一つにはなるというふうな判断はいただいております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

そうしますと、さっき町長もおっしゃったんですけれども、まだ具体的には言えないという状況なのですか。それとも、今までと違った反応があつて、より強力だなということ、担当課長のほうの考えというのはどういったところですか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

具体的なことは申し上げにくい点がございますので。ただ、そういった条件を示すことによって、非常に前向きな検討をさせていただいているという状況であるということだけは、御報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

私としては、望む企業の形というのは、より雇用を生むような労働集約型の製造業が好ましいと思うんですけれども、はっきりしたことが言えないとおっしゃったんですけれども。



やっぱり言えないですか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

基本的には工業団地でございますので、製造業を中心とした企業訪問を行っておるということで、それから、これは企業訪問とは直接関係はございませんけれども、工業団地の分譲の情報について、直接役場のほうにお尋ねになった企業様もございました。それは、倉庫業ということで、直接的な雇用には大きく結びつかないのではないのかなという判断はしておりますが、基本的な考え方としましては、雇用に結びつく、製造業を中心とした企業にアタックをかけているというところでございます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

2.9ヘクタールとおっしゃったんですけれども、例えば売れ方が半分だったりとか3分の1だったりする場合は考えられますよね。そのときに、あとの会社の人に不利になるんじゃないかなというのを懸念するんですけれども、そういった点の対処法というのは、お考えにあるのでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

確かに、企業様が1枚買いで進出していただければ、非常にありがたいところではございますけれども、それぞれの企業の都合もございますし、設備投資と初期投資、かなりなものになりますので、その辺は相手様の判断によるところでございますけれども、なるべく本町におきまして、その分譲にかかわる要綱等を定めながら、適宜判断しながら、その判断の中で分譲していきたいと思っておりますし、仮に少数残った場合についての対応については、その時点でのいろいろな訪問する企業も対応が変わってくるかと思っておりますので、その時点での対応かと。まだ今のところは確定的なものではございませんので、その時点で対応すべき事案かなというような考えは持っております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

それでは、2番の教育関係ですけれども、今世界的に見ても、日本の先生方の勤務時間は長いと、そういう結果が出ていると思うんですけれども、さっきおっしゃいました小1プロブレム、これに関しては先生方に時間的にも今以上の負担をかける、時間をふやすということができないというような状態じゃないかと思うんですけれども、そういったときに民間の力とか、地域の力を頼るという考えはどうでしょうか。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

確かに議員おっしゃいますように、今の学校教育の中での教職員の勤務というものは、非常に多忙化をしております。したがって、子供と向き合う時間がなかなか見出せないという状況もあるわけですが、その時間内の中で、先生方が一生懸命に子供と向き合う時間をとるべく努力をしておられるという状況にはあります。

民間等の援助、支援というふうなものを取り入れるということなんですが、もちろん今そういうことをやっております。学校にお母さんあるいはお年寄り、そういう方々に来ていただいて、子供と一緒に学ぶ、あるいは支援をしていただくということも、当然取り入れております。しかし、限度がございますので、やはり教職員が主となるわけがございますので、そのところは、やはりしっかりと教職員が指導の計画を立てながら、子供と向き合う、そういうプログラムの中で指導をしているというのが現状でございます。もちろん、今後とも地域の支援をいただきながら、地域とともにある学校というふうなものも、推進していくということは進めてまいろうというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

そうしますと、今の現状では先生方にしてもらおうということで、サポーターみたいな、その支援制度の体制を強化するという考えは、今のところないということですかね。

○議長（川田保則君）

教育長。

**○教育長（岩永聖哉君）**

そういうことではありません。もちろん保護者を含めて、先ほども言いましたようにお年寄りとか、自由な身でおられる方々を、学校のほう、教育の中に取り入れてやるということは、これからどんどん進めていかなければいけない。やはり学校と地域との連携、家庭との連携を図りながら、学校教育というのを行っていかねばいけませんので、当然そのことは進めていく。停滞させるというんじゃなくて進めていくことは、考えとしてはしっかりと学校も教育委員会も持っております。

**○議長（川田保則君）**

中尾議員。

**○2番（中尾尊行君）**

そうしますと、次の中1ギャップ、これも先ほどの教育長からも説明がありましたように、問題は小学校高学年になったとき、それから中学校に移行する。小学校五、六年生のときに、中学校の先生なり、あるいは授業体系なりを小学校五、六年生になったら交流をしたほうがいいんじゃないかと。解決法として、そういうことが言われておりますけれども、本町ではどういう。

**○議長（川田保則君）**

教育長。

**○教育長（岩永聖哉君）**

入学前から、例えば波佐見町は三つの小学校がございますので、まずその三つの小学校の児童たちが、ともに交流を図りながら中学校に進学をするという、そういう手段も必要でありますので、その点につきましては、発足は5年ほど前だったのですが、保護者の方が発足して、3町の小学校6年生を一同に介しまして、レクリエーションとか、あるいは交流会、食事会、そういうものを行って交流を図ることが発端となって、今ライオンズクラブのほうで私的に主に行っていたきながら、小学校から中学校に入ったときに、子供たちが気持ちよく3校の交流が図れるようにというふうなことで行っているわけでございます。

中1ギャップの概念といいますのが、いわゆる小学校から中学校に入ったときに、もちろん小学校の間柄もありますけれども、小学校と中学校のシステムに抵抗を帰すというようなことから、不登校に陥ったり、あるいは中学に対する不信を持ったりというようなことに陥ることを中1ギャップと申しますので、そういう意味においても、今度は中学校のほうで、

入ってきた子供たちを早く中学校になじませる方策というふうなものもいろいろとりながら、小学校から中学校への入れかわりというのをスムーズに行うような努力はしているところでございます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

よくわかったんですけども、今、国の方向が、小中一貫校がさかんに言われていますよね。だから、この間の答弁では、今のところできないというか、考えていないというようなのがあったんですけども、小中一貫校のその制度としてのよさとか、有利さとか、教育長が少しおっしゃったんですけども、そういったことをもっと強化して取り入れるということは、現状ではできないわけですか。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

小中一貫校につきましては、いろいろなシステムがありまして、併設校、隣接校によって、小学校と中学校が一緒に学ぶという環境をつくるのが小中一貫校の大きな特色でございます。したがって、今、波佐見町の実態を見た場合は、中学校が1校で、その周りに小学校が山積しておるという状況の中では、小中一貫校はなかなか進まない。その目的を果たさないということが言えると思います。

実際に起こすとするならば、学校を1カ所にまとめるなり、もっと近くに持ってくるなりして、常に小学校と中学校が交流を図れる、そういう環境をつくらないと、この小中一貫校の趣旨は求められないということです。今の状況の中では小中一貫校に持っていくというのは非常に難しい状況でございます。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

すいません、ちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、小中一貫校の制度自体を今進めているんですから、いい面があると思うんですよね。そういったことを今の小中一貫校にするわけじゃないんですけども、いいところ、長所というか、それを見出せ

ばあるんじゃないかなと、だからそういう小中一貫校の制度が進んでいるんじゃないかと思  
いまして、その良いところだけ、いいとこどりといいますか、そういったことは今の現状で  
はどうでしょうかということですが、

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

おっしゃりたいことはよくわかりました。結局、中1ギャップと小中一貫校を一緒にお  
考えになっていると思うんです。小中一貫校の一番の特色は中1ギャップをなくすことなん  
です。と言いますのは、一つのところに小学校と中学校が同じところで学びますので、小学  
校から交流がずっとできながら、スパイラル的に小学校から中学校に上がっていくという、  
そういう特色があるわけですね、小中一貫校というのは。それと、ですから、中1ギャップ  
というふうなものの解消にはつながるわけですが、今の波佐見町の状況を見たときには、点  
在していますので、小学校が。同じところで一緒に小中学校が学ぶということがなかなかで  
きない状況なんです。それをするためには、バスで中学校に連れてくるなりをしながら、交  
流を図るということをししないと、小中一貫の制度の趣旨というものが生きてこないとい  
うことになるわけですね。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

わかりました。私とその解釈を間違っていたような気がいたします。

次に、3番の予算編成についてお聞きいたします。

町の予算は、先ほど町長もおっしゃいましたように、行政についての説明は、現在町政懇  
談会、町の広報紙、議会だより、議員と語る会など、いろいろな形で広報活動を行っている  
わけですが、今後、町長新たに4年間という任期があるわけですので、新たなさつき  
おっしゃった以外の説明方法が、もしあられたら。説明方法ですが、

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

行政の用語そのものを解釈すると町民の方も大変難儀をされているんじゃないかなとい

うふうに思っております。やはりそれをわかりやすい字句、語句ですとか、要はイラストを入れるとか、だから今の概要版を4月号に載せるというのは、3月の末に議会が終わったらすぐなんですよ。議会が決定をしないと、公式なものではできないし、だからそういう面では非常に少数制でやっておりますので、厳しい状況だなということですけども。

やはり僕が今ちょっと考えているのは、要は今までの中で本当に関心がなくても、ちゃんと行政はやっていますよということを減らして、町民の皆さんが非常に関心のある、例えば道路の問題とか、福祉の高齢者の負担金とか、介護のあれとか、そういうものをちょっとやっぱりイラストを入れて少し字を大きくして、見やすいようなことができればなど。今のままではなかなか、住民の皆様も見ても理解があまり、議員さんはちゃんとわかっていらっしゃるでしょうけれども、そういうことじゃないかなと。やっぱり読んでわかりやすくということ、検討をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

そういう意味で、町の広報紙をいかにどういう形で読んでいるか、どういう反応をしているかという、そういうアンケートとかは、今まで何回かとられたことはあるんですか。あるいは、またその後の効果といいますか、アンケートの後にふえたということは。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

今お尋ねが、予算云々ではなくて、今の広報紙の購読のアンケートということでしたけれども、それについては私の記憶するところでは、特にアンケート等はとっていないのではないかなというふうに思っております。どのような状況かというのは、ほかにとっているかもしれませんので、私の記憶の中ではとっていないように思います。

今の町長が答弁したような状況で、できるだけ、現在4ページの広報紙の中にしておりますけれども、それをこのページをふやすとなれば、広報紙以外の別冊として作成する必要が生じますし、当然その予算も必要になってくるということでございますので、できる限り今よりもより詳しく説明ができる内容にしたいというふうには思っております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

ぜひお願いいたします。

最後になりますけれども、先ほどから言っているように、少子高齢化の中で特にインフラの維持が問題になると言われておるんですけれども、問題解決には町民の理解と協力が、より今以上に必要だと思うんですよね。だから、さっきから言っておりますように、予算編成の説明はあつてしかるべきじゃないかと、早急にできないかということをお願いいたしまして、最後といたします。

○議長（川田保則君）

答弁ありますか。

町長。

○町長（一瀬政太君）

この予算編成で、自分らの代表たる議員の皆様方の議決を経てやるわけですから、ある面では全町民に見ていただきたいなというような思いを強くいたしております。で、同時に、予算ばかりじゃなくして、町の広報をできるだけ待ち望んで、ぜひ見てほしいなというような、その面では担当者も、そしてまた広報編集委員も若手の職員でやっております。やはり一步踏み出した形の中で、関心のあるものをぐっと表に出すとか、いろいろな工夫、もう少し民間的な発想が必要じゃないかなというふうに思っております。

どこの市町村の広報を見ても、あんまりどこもやっぱりおもしろくないなというような印象はあります。非常に公的な広報ということもあって、そういうところには非常に、言葉とか字句とか、そういうようなものにやむを得ないところもあるんじゃないかなというように思っておりますけれども、できるだけ町民の皆様が読みやすい、わかりやすい、そして関心が高まるような、そういう広報紙を目指してやっていきたいというふうに思っております。

○2番（中尾尊行君）

ありがとうございます。

○議長（川田保則君）

以上で、2番 中尾尊行議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時50分より再開します。

午後1時36分 休憩

午後 1 時50分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、9番 松尾道代議員。

○9番（松尾道代君）

ことしも残り少なくなりました。季節は飛ぶように駆け抜け、一年があっという間と感じる年になってまいりました。

現在、国の政治経済は、日がわりのように目まぐるしく動いております。しかし、地方は振り回されることなく、見極めながら動かないといけません、町民が求めていることには、すばやく動き、調査すべきと感じることも多いこのごろです。

その中から、通告に従いまして、3点を質問いたします。

一つ、定期バス撤退後の町民の足と言われる乗り合いタクシーは、見直しが必要と考えますが、どうでしょうか。利用が少ないのは、本町にはなじまないのではないのでしょうか。近隣の町のように、朝夕はスクールバスに、昼間は町民バスとして、定時運行で隔々まで巡回を多くの方が希望されております。調査に着手すべきと思いますが、どうでしょうか。

二つ、第6期介護保険事業は、来年4月から3年間で、現在保険料算定に向けた作業の最中だと思います。これまでの検証と、第6期の見通しはどうか、質問します。

三つ、図書館に寄せる期待と役割についてです。蔵書の寄贈や、計画的な購入で、風格が出てきたと感じる図書館であります。裏を返せば、ゆっくり本を開く空間は少なくなり、資料室になっていくと感じる昨今であります。そこで一つ、隣接する部屋を改装し、広げることはできないでしょうか。二つ、図書館は中学生の別室登校と認めた対応で、評価していましたが、近年図書館登校もできない生徒がいると聞きます。休館日や開館時間の対応、給食の対応など、生徒に寄り添う図書館の実現はできないかを質問します。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 松尾道代議員の御質問にお答えいたします。



乗り合いタクシーは、開始から3年が経過したが、利用が少ないのは本町になじまないのではないかと見直しが必要と考えるがどうか。また、近隣のまちのように、朝夕はスクールバスに、昼間は町民バスとして定時運行で隅々までの巡回を多くの方が希望されている。調査に着手すべきと考えるがどうかという御質問ですが、これまでも御説明をしておりますとおり、予約制の乗り合いタクシーについては、バス路線廃止に伴い、町の交通空白地帯が生じたため、その解消を図るためのシステムとして、構築、整備したもので、路線バス、乗り合いタクシー、民間タクシーの3層で構築し、それぞれがその役目を担い、町民の足の確保を図ろうとするものです。

導入に当たっては、町民アンケートの実施、自治会の要望や老人クラブへの意見の聴取などを踏まえ、既存バス路線との調整や制約、委託するタクシー会社の人的配置など、経営上の問題が重なり、これらにかなりの調整と労力を費やしたところであります。そのような中であって、本町の地形的な要件や道路状況、目的地までの効率的なコース設定などを検討し、2度の試験運行を経て、平成24年10月に本格導入したところであります。

議員がおっしゃるとおり、町民バスを町の隅々まで張りめぐらし、定時に運行し、しかも町民が利用しやすい料金で自由に乗り降りできるシステムができれば最高であり、また誰もが理想とするところでしょう。その際に、直営で行うとなると、地方公営企業法の適用を受けますから、事業会計を設けて適正な人員配置により、支出に見合う一定の運賃収入を得て運営しなければなりませんので、本町では非現実的であります。また、現実的な委託という方法をとるにしても、かなりのコストになることは疑う余地がありません。これは、近隣自治体の状況を聞いても、また、現在運行を委託しているスクールバスの費用は1日1路線3便、年間約200日の運行で、約500万円弱の費用がかかっていることからしても、一目瞭然であります。そして、仮に運行したとしても、既存の路線バスでさえ、経費補填を行わなければ運行できないほど利用者数が少ないことや、隣接町のコミュニティーバスの利用状況を見ても、利用者が格段に増加するというのはあまり期待できないと判断するところです。さらに、タクシーや路線バスなど、民間事業者からは、民業圧迫との批判を受けかねませんし、仮にそうなった場合、最悪既存バス路線の撤退という事態も想定されることであり、かえって町民の皆様には不都合となる場合が考えられます。

このようなことも十分に考慮した上で導入した予約乗り合いタクシーであり、逆に全国ではこの制度に注目が集まっており、導入する自治体がふえているもの事実です。過去には本

町の仕組みについて数件の視察も受け、ある専門家からはかなり高い評価を受けたところがあります。

稼働率で申しますと、平成24年度、平成25年度とも13.1%という数字であり、今年度も同じくらいで推移していますが、単純に稼働率だけで論じるのは早計ではないかと思えます。これは、計画本数の設定にもよりますので、単純な比較はできないものと思えますが、今後は、現在の利用状況の分析を行い、路線の統廃合も含めて改善すべき点を洗い出して、少しでも利便性が高まるように、関係者で構成する地域公共交通会議の中で協議を行い、制度の充実と住民の皆様への浸透を図りたいと思う所存であります。

次に、第6期介護保険事業は、来年4月から3年間で、現在保険料算定へ向けた作業の最中と思う。これまでの検証と、第6期の見通しについての御質問ですが、平成26年10月末現在の第1号被保険者数は4,247人、認定者数は804人で、認定率18.9%、サービス受給者数は628人となっています。第5期計画の平成26年度認定者数の推計は888人、認定率は21%を見込んでいましたので、若干ですが低下することが予測されますが、新規認定者は依然として増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。

国、長崎県、波佐見町との介護保険事業状況データ比較が可能なものは、少し古くなりますが、平成24年度分になります。

第1号被保険者1人当たり介護サービス費用額は、国が27万3,252円、長崎県が32万3,072円、波佐見町が25万8,843円となり、波佐見町は国の約95%、長崎県の約80%と低い状況になっています。

介護保険サービス費用額では、デイサービスセンター等の通所介護施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活行為の維持向上のための支援を日帰りで行う居宅介護サービス等の通所サービスが、国の5万8,844円、長崎県の7万7,466円を上回り、9万3,603円となっています。

また、地域密着型介護サービスの認知症対応型共同生活介護についても、国は1万7,894円、長崎県が3万8,978円で、波佐見町はそれを上回る4万2,217円となっています。

第6期計画の主なポイントは、計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年までの中長期的なサービス給付保険料の水準も推計する必要があります。また、平成29年4月までに新しく総合事業を開始し、介護予防訪問介護、介護予防通所介護総合事業へ移行しなければなりません。

さらには、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療、介護連携の推進、認知症対策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化により、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図る必要があります。このような内容を踏まえて、事業計画として取りまとめを行い、策定委員会において随時意見をいただきながら、計画書を策定することになります。

第6期介護保険事業計画策定の経緯についてですが、6月に認定者及び一般高齢者に対するニーズ調査を実施し、10月1日に第1回、12月3日に第2回の介護保険事業計画策定委員会を開催しています。給付実績をもととした推計、事業所の移行や、地域生活支援事業の方向性を踏まえた調整を行い、将来人口、要介護認定者数、サービス見込み料の推計と、その推計値における介護保険料の理論値の算定を行うため、国から提示されたワークシートでの算定結果を踏まえ、第1号被保険者の介護保険料を、来年2月上旬をめどに決定する予定です。

図書館についての御質問は、教育委員会より答弁があります。

**○議長（川田保則君）**

教育長。

**○教育長（岩永聖哉君）**

松尾道代議員の御質問にお答えをいたします。

図書館に寄せる期待と役割について。蔵書の寄贈や計画的な購入で風格が出てきたと感じる図書館であるが、裏を返せばゆっくり本を開く空間は少なくなり、資料室になっていくと感じている。そこで隣接する部屋を改装し、広げることはできないかというお尋ねでございますが、波佐見町の図書館には、平成25年度末現在で、4万3,390冊の蔵書があり、年間約1万1,000の人に貸し出しを行っております。また、そのほかにも多くの人々が閲覧や調べものなどの目的で来館され、利用していただいている状況であります。

そのような中で、お世話をいたしております教育委員会といたしましても、現在与えられている人的、物的環境によって、可能な限り利用者の皆さんの要求や要望に応え、親しみを持って来館していただく図書館づくりを目指し、努力をしているところであります。

ただ、現在の蔵書数、利用者数、また議員御指摘の閲覧場所の広さ、学習室の確保などにおいて、まだまだ不十分なところがあり、改善を要する状況でありますので、さらに充実した図書館経営を行うために、さまざまな方策を考え、改善を重ねていく必要があるのではと

考えていますし、議員御提案の施設の拡張もその一つの方策であろうと考えます。十分検討してまいりたいと思います。

次に、以前には図書館登校もあったが、現在はいないようである。休館日や開館時間の対応、給食の対応等で、生徒が寄り添う図書館の実現ができないかとの御質問でございますが、さまざまな要因によって登校できない児童生徒の学ぶ権利を保障し、その環境を整えてやるのが保護者であるとともに学校であり、私たち行政の大きな役割であると考えます。したがって、学校登校が難しい児童生徒やその保護者が、学びの場として図書館や総合文化会館といった公共施設を利用したいという要望には積極的に対応することとしており、これまでも行ってきたところでもあります。ただ、休館日及び給食の対応については、管理や衛生上の問題もあり、検討の必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

乗り合いタクシーからいきます。路線バスは現在、嬉野佐世保線、これ1本ですね。ほかの線が川棚内海線、川棚東峠線、それから中尾鬼木線。これの撤退により、採算路線の補助金が少なくなると考えておりましたけれども、24年度からは川棚内海線にも補助金を出しております。結果、あまり補助金の額は減っておりません。

加えて、スクールバスだけで、東小と南小と合わせて976万6,000円、およそ1,000万円近い金額を毎年支出しております。逆に、乗り合いタクシーは、当初計画の半分ぐらいの利用で、あまり浸透していないと判断しております。特に、周辺部からの要望が強い巡回バスへの移行は、なかなか難しいような町長の御答弁でしたけれども、西肥バスへの運行助成とスクールバス、乗り合いタクシーの合計で、1年に2,000万ぐらいかかっておりますので、これで何とか運営できないかと素人なりに考えますが、そのあたりの見解をお願いします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

今、御質問の中に総計で2,000万ほどの事業費で何とか運営できないかという御質問でございましたけれども、まず、スクールバスが2路線で約1,000万ほど出しておりますが、こ

れは全て交付税措置をされておりますので、基本的には町の負担はないというふうに理解をしております。

それから、路線バスの補填につきまして、これは徐々に廃止したにもかかわらずふえてきておるといのは、確実に乗降客が減っておるといことと、それから基本的な単価、西肥バスさんが運営している単価自体が燃料費の高騰、あるいは賃金の上昇、そのものによって上昇しているということで、上がっているわけでごさいます、それをそのまま以前の路線を存続させておるならば、もっとさらに大きな負担、1,000万あるいは2,000万というふうな数字が出てくるのではないかなというふうに判断はするところでございます。

さらに、町長の答弁にもございましたように、町営バスを運営するとなりますと、既存の路線バスの圧迫にもなりますので、公共交通会議の中でも、いろいろなこちらが要求を出しますと「じゃあ、もう一度白紙に戻しましょうか」というふうになりまして、なかなか議論も進まなかったという経緯もございます。そういった中で、いろいろ折り合いをつけまして、一部業者のほうにも折れていただいて、いろいろな停留所を設置したという経緯もございます。加えて、500メートル以内に停留所を設けてくれるなというふうな基本的なルールがあるようございますけれども、その点もいろいろ折衝を重ねて、なるべく町民の皆様が利用しやすい箇所に設けてきたという経緯もございますので、利用者側にとってはなかなか予約という点が不便だというふうな声もお聞きをしますが、しかし、いずれにしてもタクシーを利用するにしても、皆様電話をかけながら予約をするわけございますので、そういった面を御理解いただきながら、この制度の周知徹底を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

3年前に実証実験をされて、そしてアンケートで調査をなさって、自治会長会等にも諮られて、当然それは始められたんですよ。

でも、現実になりますと、今、乗り合いタクシーは年間110万とか120万、それくらいの支払いを二つのタクシー会社にしておりますけれども、実際人数ですと物すごい少ない数です。同じ人が、乗りつけた人、それと、バス停に近い人とか、何度か利用していたらそれは便利になりますので、本当に少ない人が繰り返し乗っていらっしゃるというのが現実のようです。

それで、町民の人たちも一緒に考えましたけれども、今2,000万を出しているという、交付税のことはちょっと抜きにいたしまして、これだけで例えば、小型の29人乗りのバスは450万くらいからあるようですので、こういうのを3台ぐらい購入して何とかできんとやろかというふうな声を、山間部のあちこちではよく耳にすることです。それで、今は通っているのは川棚内海線と佐世保嬉野線、これは西肥バスが通っておりますので、幾らか補助金は川棚内海線のほうには、実際こととして、まだ予算ですけれど720万ぐらい補助金が出るようですね。去年25年度で550万ぐらい出しておりました。そういうことを考えますと、何とか町民バスとして3台の購入でできんとやろかというふうな声を、最近特に聞くようになったのです。寒くなりましたので、特にそう考えられるんでしょうね。周辺部まで、奥までぐるぐる回れるような、週に2回でよかとおっしゃるんですよ。毎日来てくれとは言わない。週に2回でいいけんが、3台のバスを、朝は子供たちを送って、その後町民のために何とかできんやろかというふうな声が随分と強くなってきましたので、このように申しております。

ほんと乗り合いタクシーに乗られる方は、ほんの一部だと認識しておりますので、そのあたりのことは本当にできないかどうか、調査をもう一度かけていただくことはできませんか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

現状の乗り合いタクシーにつきましては、大体町内に2事業者ございますので、2年を1サイクルとして運行しているところでございます。今3年目でございますので、27年度までで2サイクルになるということでございますので、それまではこのシステムで運行させていただきたいというふうに考えております。

それから、近隣の市町村のそのコミュニティバス、あるいは町営バス等について確認をしておりますが、およそそういった路線につきましては、基幹路線すらバスが走っていないところを走らせておると。で、端々については、隣の有田町で申しますと、本町のシステムを模されて、乗り合いタクシーを運行されておりますし、東彼杵町につきましても、遠方の遠目地区にあります。来年1月からはこの乗り合いタクシーの実証実験を行うというふうな情報も得ておりますので、行政側としましては、最小の経費で最大の効果を生み出しているシステムではないかなというふうに思いますし、先ほど申されたように、そういった意見もいろいろあろうかと思いますが、果たしてそれを運行した場合に、どの程度の効果があるの

かと、かなりの投資が必要になってくると思われまし、その点はいま一度研究が必要なのかなというような感じがしております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

まずは、やはり今言いましたように、全く無駄がないんですね。全部空気を運んでいたその状態から、予約ということになると、絶対空では走らない。そういうところは非常にいいシステムではないかなというふうに思っております。

そして、やはり町民の皆さんにできるだけ便利なところに置いて、ここの病院のところに置いて、ここ置いてというと、西肥バスとがっちゃんするわけですよ。そうすると、先ほど言うように、話し合いの中で「もう白紙にしましょうか」とか、「撤退しましょう」と言う。通学バスは絶対確保せないかんわけですよ、子供のためには。だから、そういうことのある中での、非常に難しい厳しい状況で、無駄のないやり方ですから、できるだけそれはそういう要望があれば、時間帯とか、そういったものもまた検討はしていんじゃないかなと。そういう公共交通の協議会の中で、より利活用できるような時間帯とか、そういうようなものも協議をさせていただいて、改善ができればなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

今、課長がおっしゃいましたあと1年タクシー運行の交代のあれですね。あと1年とおっしゃいましたので、その1年間にぜひ、町長もおっしゃいましたように検討、調査をしていただければと思います。

やっぱり町民の人からは、バス関係費がおよそ2,000万ですので、その2,000万をもっと生かせないかなと、もっと町民の人に喜ばれる2,000万円として活用できないかなという声をよく聞くものですから、私もそれは、調査はとにかくしていただきましょうというふうなよなことを、伝えております。

最初これを始めるときに、なれるのに3年はかかるとおっしゃいましたね。私もそう思っております。そして、今がもう3年目ですので、このあたりでもう1回調査ということをしていただくということでしたので、期待をしております。

乗り合いタクシー、あっちこっちでしていますよね。武雄市もしていますけれど、それはもっと奥のほうから三間坂駅まで、汽車の時間、それから、あそこも巡回バスが走っておりますので、その巡回バスに合うように、そこまで出るのにその乗り合いタクシーが大変いいという評判であります。ですから、本町の乗り合いタクシーの活用の方法とは、ちょっと武雄市の場合も違っているようには思いますけれど、調査をどうぞよろしく願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

基本的には、本町の乗り合いタクシーもある程度そういったバス路線の接合がうまくいくように考えたシステムであるということと、それをまず御理解いただきたいということと、それから、有田町ではそういった隅々まで走らせておいたバスを1路線はもう廃止して、乗り合いタクシーにかえられたという経緯もあるということとを御理解いただければ、そういったものを走らせた場合に、どういう現状になるかというのは、ある程度の推測はできるのかなというふうな判断をするところです。

それから、2,000万という数字が先行されては困りますので、先ほども申しましたとおり、半分は財源が確保できておると、実際のところ1,000万といたしますか、乗り合いタクシーだけで言えば事務費も込めれば約200万弱で運行しておるわけですから、非常に効率的であるというふうに、こちらとしては理解をしているところでございますし、果たしてそのバス運行した場合に、どうなるのかという検討材料として、手持ちでは持っておきたいというふうに思っております。

**○議長（川田保則君）**

松尾議員。

**○9番（松尾道代君）**

介護保険のほうに入ります。

まず、整理したいのですけれど、今の第5期の保険料、長崎県の平均で5,421円、そして県民所得が235万円。九州では下から3番目、全国でも下から8番目の県民所得の中にあつて、長崎県の介護保険料というのは、九州一高いんですね、沖縄を除いてです。かなり高いんです。県民所得と比較するのがどうかとは言われるかもしれませんが、一応それで比較をしてみました。



波佐見町の場合は現在4,900円、小値賀、平戸に次いで3番目に安いのですが、そもそも県価が高いのです。それで町民所得が199万円。これも県内、下から6番目ではありませんけれど、下は離島が多いです。

5期に入るとき、4期から5期へ動くときに全国では4,160円から4,972円と、およそ19.5%値上げされました。本町の場合は、3,400円から4,900円と、実に44%の値上げでした。4,900円というのは全国平均にほぼ近いんです。町民所得と比較して、大変本町のは高いと理解しております。

そして、要介護認定者数、26年度の見込みは888人でしたけれど、実際今の御答弁で804人だったということを知って、本当に安心しました。介護予防サービスも効果があっているのかと思います。そして、27年度から3年間がこの次始まるんですけど、認定者数の見込み人数がもうわかりますか。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

現在まだ計画を策定中でございまして、こちらが持っている資料としても、まだ全てのデータを入れたところではございません。そういうのをちょっと前置きして、推計値としては、平成27年で869人、28年で959人、平成29年で1,013人というところで、今推計を出しております。これについてはまだ、先ほども申したとおり、はっきりした国のデータ等も入れながら推定をしなければなりませんので、まだ最終決定ではございませんけれども、今、委員会のほうで報告しました数値については、以上の推計でいくのかということで、委員会のほうには報告をしております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

今の課長の数字を見ますと、やっぱり27年から29年は随分多くなりますね。高齢者人数も25年末が4,119人で、かなり上がってくるのかとは思いますが、この推定人数も私が推定したのよりもかなり多いようです。

介護予防決算の成果説明では、介護予防は今後も必要だが、行政指導だけでなく、地域と連携して継続実施が可能な方法を検討していく必要があるとされております。22年度から行

っている3B体操以外は、特に頑張っている予防事業は少ないと思いますが、このあたりの予防事業をもう少し頑張っていて、この認定者数も何とか現在のまま横ばいするような格好に持っていけないと、また次にふえますよね。4,900円からかなりふえてくるとなれば、とにかく町民の方の痛手は大きいと思います。まだ、全く数字を当てはめての計算はなさっておられないのですね。

**○議長（川田保則君）**

健康推進課長。

**○健康推進課長（河野政幸君）**

一応、今のいたしました認定者数の推移については、既存のデータで今までの認定者の増向、それを勘案したところで、これも自動的に入れるものがありまして、一応それに入れたところで推計をされております。そして、あとまだ国のほうからいろいろな推計の仕方というのがありまして、その分を入れることによって、推計するといいますか、認定者総数の数変動してまいります。それが確定しませんが、どういうサービスが依頼が来るのかというところで、全体の介護保険の費用がどれくらいかかるかというのはまだ算定できませんので、ちょっと言えないところなんですけれども。

議員言われるとおり、いろいろなこの介護予防を行うことによってもう、高齢者はふえていくと、1号被保険者の数はもう確実にふえていきますので、ただその増だけはもう抑えられないと。認定率は今のところ約19%です。長崎県が約23%と、全国で1位の認定率なんですけれども、認定率をできるだけ今の状況に据え置きたいと、18とか19に据えることによって、認定者数の増加を極力抑えていきたい。言われるとおり、介護予防については、主には3B体操しか行っていないわけなんですけれども、いろいろな事業を言われるとおり地域と連携して行うことで、より身近なところで介護予防ができるような体制をつくっていきたいと考えております。

**○議長（川田保則君）**

町長。

**○町長（一瀬政太君）**

先ほど1人当たり介護サービスのこととか、それからこれは答弁書を読んでもなかなかおわかりにならないところもあったんじゃないかなというふうに思っておりますが、若干私の中では、施設で介護サービスを受けているときには、国はそういう施設をたくさんつくってき

たわけですね。そのときには波佐見町が一番少なかったわけですよ。施設がないわけなんですから。養護老人ホームとか何とかが一つか二つしかない。

そうすると、国はどんだん今、居宅介護通所サービス、そして地域密着型とか、そういうようなことをどんだん今地域に戻しよる、施設から外して。そうすると波佐見町あたりが一番その対象になってきておるんじゃないかなと。だから、居宅サービスとか、そういう地域密着型とか、そういうのがどんだん上がってきて、結局地域密着型の認知症対策とかいろいろなことは、国が1万7,000円、県が3万8,000円、町が4万2,000円ですよ。そうすると居宅のほうも、国が5万8,000円、県が7万7,000円、町は9万3,000円と。ちょっとこれを、僕は表ばつくってみたら、「ああ、こういうことかな」という感じがしましたがけれども。課長、そういうのがあるかな。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

そしてさらに、今から訪問介護へ移行して、おっしゃるように地域密着型、あと認知症、いろいろな生活サービスが上がっていきますよね。でも本町の場合には、できるだけ今のまを、これは法的なものはもちろん全部しなければいけないでしょうけれど、新たな施設のサービス、施設の建設、こういうのは許可しないという方針はそのままでしょうか。今が、現在5期目は許可なくて、4期目も多分つくっていませんよね。ここ6年ほどはその介護事業所というものは許可されていないように思っておりますけれど。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

第4期、第5期ですね、多分新たな施設の追加というのは行っておりません。

第6期についても、施設を建設すると、その分で幾らかの保険料の増加があるということで、こちらのほうは大変慎重に施設の選定を行っております。だからとって、それを認めないというわけじゃなくて、やっぱりそういうふうな新たな要望があれば、それについてはこちらとしても検討をしていくということで、ちょっと内容的にはあれなんですけれども、そういう事業者からの要望があつておりましたので、それについては第2回の策定委員会の折に、委員会のほうにお諮りしております。一応、こういうのをつくる事業者さんの要望

がありますということで、今、委員会のほうには報告しておりますけれども、それについて幾らかはやっぱり保険料が上がると、つくればですね。それについては、その場でちょっと結論出なかったんですけれども、委員会の中で議論をまた今後続けていくことで、実際に必要な施設であれば町も認めていこうと。どっちかという、町長申されたとおり、地域で介護の必要な施設については、こちらとしても拒否するんじゃないくて、必要であればやっぱりつくっていくというような考えも持とうかということは考えております。

**○議長（川田保則君）**

松尾議員。

**○9番（松尾道代君）**

必要であれば、今なんか建設の許可願いが出ているか何か、つかんでいらっしゃるのでしょから、つくっていくかもしれないというところですか。

介護保険のことは非常に心配しております。毎年確実に1億円ずつふえているんです。21年度からいきますと、7億6,000万から、22年が8億、23年が9億7,000万、24年度が10億3,000万で、25年11億1,000万、26年度が12億7,000万です。うちはここ6年間ほとんど新たな施設はつくらずに頑張ってきて、この数字ですよ。これだけの事業費の21%ですか、65歳以上が負担するのは。これで割っていくのですから、当然事業費がふえれば、この前みたいに1,500円も上がるという事態も考えられますので、そのあたりはどうぞ慎重によろしくお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

健康推進課長。

**○健康推進課長（河野政幸君）**

保険料の増向にはもう十分注意をして、検討してまいりたいと思っています。

それと一つ、保険料については、先ほど21%というのが第5期の第1号被保険者の負担割合なんですけれども、第6期が22%に上がります。1%上がるということで、大体これで試算をすると、そのままだったら300円上がります。でも、できるだけそのアップ率を下げようということをごちらとしても努力をしていますので、前回みたいな大幅なアップということじゃなくて、できるだけ据え置きたいと思っていますんですけれども、なかなかそれも今の言った状況からすれば、厳しい状況にございますので、できるだけ上がらないような状況で検討できればと考えております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

今の課長の言葉に期待します。

図書館のほうに移ります。

図書室から図書館になって数年経ちましたですね。あのころ、単独の建物で図書館というふうな定義づけがあったと思いますので、文化会館の中にあるのによくできたなと喜んだのを覚えております。

その図書館の面積等の条件はないのでしょうか。図書館と図書室。図書館の面積は、何かかなり広がったように覚えているんですけど。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

基準から申し上げますと、大体1万5,000人の人口の基本とする床面積は1,414平米ぐらいだというふうに記憶しております。そういうことで、本町の場合は、約280平米ぐらいですので、1万5,000人規模からすると、非常に狭い図書館であるということが言えるのではないかと思います。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

うちの今の図書館の床面積が280平米ですか。

○教育長（岩永聖哉君）

280平米です。

○9番（松尾道代君）

そうですか。

あの当時、1,200平米と覚えていて、あそこをこう見ると「1,200平米あるとかね」っていうふうに、つい最近思ったものですから。ああ、やっぱりそんなに狭いんですね。じゃあ、できるだけあそこを広げてください。

社会の変化とか、心の変化でうまく対応できずに学校に行けなくなった児童生徒たちがよ

く頑張っていましたよね。あの生徒たちを最近ほんと見かけるのが少なくなったものですから、なぜかなとずっと考えておりましたけれども、あそこの狭くなったテーブルと椅子、壁際についたりして、何となく狭いですよね。あそこに座ってみて気づいたことがあるんです。棚が倒れてきはしないかとか、圧迫感があるんですよ。あの生徒たちというのは、心が物すごくナイーブな子供たちが多いので、そういうことも関係して、図書館にあまり行っている子供は行っていますけれど、なのかなということも、新たに私が勝手に考えたことでした。だから、生徒たちにとって、あそこが落ち着ける場所ではないのではないかというふうなことです。

また、生徒だけではなくて、町民の方にももっと広い空間で、ゆっくりと本を広げていただきたい。最近物すごくいい寄贈の本なんかもありまして、びっくりしたのですが、あそこをもっと活用し、そして、子供たちがあそこにわいわい集まって、楽しく勉強をしている姿を見るのが、ほんと私もほっとしておりましたので、またそういう光景がぜひ戻ってくるように。本当は学校に行くのがもちろんなんですけれど、学校に行けなくても、図書館まで来る。親御さんたちにとっては、あそこまで出て行くのは本当に心安らぐとおっしゃるんですね。

そして、前も私はときどき申ししておりましたけれど、給食の配送を是非していただきたいと思います。もちろん図書館の中では食べられませんけれど、別室で。お昼ぐらいになると、来ていた子供たちもウェブホールの中に走っていくんですね。そして、皆さん食事をされています。自分たちは食事が無いものだから、外に買いに行く子もいれば、そのまま家に帰る子もおります。でも、家に帰ったって保護者はいないんですよ、ほとんどが共働きですので。だから、給食の持つ温かさで、もしかしたら子供たちは「あそこに給食があるよ」となったらもっと来てくれるんじゃないかというふうにも考えます。

あと、それに開館時間です。職員の配置の問題なので、なかなか難しいということはわかりますけれど、臨時の職員さんでも入れてでも、朝8時か8時半ぐらいには開けてほしい。そしたら、親御さんたちと一緒に図書館登校ができますので、保護者の方も本当に安心されると思います。そのあたりのことをぜひ検討していただきたいんですけど、どうでしょう。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

まず、スペースのことをございますが、議員申されますとおり、広いとは言えません。ただ、あそこが圧迫感があるかとか、あるいは狭いからあそこで学習しないというものに、果たしてイコールというのがあるのかということには疑問を感じます。やはり誰しもが、私もあそこで本を読んだことがございますけれども、私圧迫感を感じたことはありません。ただ、閲覧的には場所としては狭いなという、例えば武雄とか、いろいろなところの広いところと比べると、確かに狭い感じはいたしますけれども、それによって学習ができない、あるいは閲覧ができないという、そういうものではないと私は感じております。

それから、給食についてのところは所長からお答えしていただきたいと思いますが、休館日と、それから開館時間を早めるということについては、議員申されましたとおり、職員の配置ということもございますし、それから、我々としては、いわゆる文化会館のほうを開放してもよいと、いつも言っているわけです。ですから、その時間までは他の部屋で学習をしながら、そして開館時間に図書室に移動するというのも方法であるということを考えておりますので、開館時間を早めたり、あるいは休館日を開くということについて考慮することによって支障を来すよりも、場所を提供してあげて、そしてその学習場所を確保してやるというふうな方向で対応することがいわゆるベターではないかなというふうに考えております。

給食のことにつきましては、詳しいことは後で所長が答弁すると思いますが、どうしても、例えば1人だったり、あるいはいなかったりという場合がある場合の対応が、衛生管理あるいは運搬業務、そういうようなことで果たして可能なかどうかというふうなことは、まだちょっと疑問的なものが残ります。その点は所長の立場でちょっとお答えをさせていただきます。

○議長（川田保則君）

給食センター所長。

○給食センター所長（内田 稔君）

先ほど、図書館での給食についてお尋ねがっておりますけれども、給食については安全で安心、そして衛生的な給食を提供するというのが責務になっております。そういったことで、先ほど議員が言われたとおり、給食をする部屋が必要になりますし、また配送等を受け取る、それといろいろな衛生管理の温度とか、衛生状態とかの管理をして記録する必要がありますので、そういったのと別に、給食をする指導員等が必要になってくると思います。そ

ういった課題を整えてする必要がありますので、そういったことをできれば、給食についても検討ができるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

**○議長（川田保則君）**

松尾議員。

**○9番（松尾道代君）**

大変前向きな答弁をいただきまして、ありがたく思っております。

児童生徒の心の成長は、今が大事なときなんですよ。教科書の勉強は後でもできますから、いつでもいいんですけど、やはり心の成長と健康は後回しにできない。不登校気味な子、学校に行けないような子供たちは、朝御飯も食べていない子が多いと聞きます。ですから、給食をしっかり食べさせてあげたい。温かい雰囲気はまた子供たちを成長させると思いますし、そのあたりはできるだけ早く頑張って対応を整えていただきたいと、切に希望します。

学校給食摂取基準には「在学する全ての児童生徒に対し実施されるものとする」と定められていたように思いますし、文部科学省は「学校給食は地域の実情等に十分配慮をし、弾力的に適応すること」とあります。少人数でも衛生面にしても、とにかく整えていただいて、少人数でも配送していただきたいと切に希望します。

そして、来年の改正地方教育行政法の成立で、町長のかかわりが教育のほうにもっと強くなるんですよ。町長は、この給食に関してどうお考えでしょうか。

**○議長（川田保則君）**

町長。

**○町長（一瀬政太君）**

やはり給食はみんなで食べるのがベターじゃないかなと。だから、ある面では、そういう皆さん方にも十分な配慮をしなければいけない。しかし、組織的に系統的に非常にリスクも大きいんじゃないかなというふうに思っております。

家庭でできることは家庭でやはり工夫もしていただかないかんし、そしてまた給食センター委員会ですることは委員会でやっていかにやいかんと。全てをここまでより細かにというような、そういう配慮も必要でしょうけれども、ある面では自立、そしてそういう方向についての意識も大事じゃないかなというふうに思っております。



○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

学校に行けない子を持っている家庭というのは、もう崩壊しかかっているぐらい苦しんでいるんです。とにかく苦しんでいらっしゃるんです。そこを乗り越えて、何とかこう頑張っている。だから、引きこもることなく、とにかく外へ出てくれればいい。そして、そこに御飯があってくれば、子供ももしかしたら喜んで行くかもしれないという、一縷の望みを持っていらっしゃるんですね。だから、それは児童生徒の一生ですので、それは本当にかなえてあげたいと、切に思います。

そして、教育長が先ほどおっしゃったその狭いから圧迫感とか、恐怖心というのは、健康な人の考えることだと、私は考えます。あのナイーブな子供たちにとっては、多分こう座っていたら、ここまで棚が来ているんですから、平常心でいられないのじゃないかなと。そのことを話したのは1人の子供だけです。でも、その1人の子供が大事ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

私が先ほど圧迫感とか、落ち着いた態度というようなことを申し上げましたのは、私あそこに図書館登校している子供たちとそれとなくずっと接してまいりました。言葉かけをし、あるいは状況を遠くから見、どういうふうになっているかなというふうな状況を見た中で、子供たちは一生懸命に、もちろん内面まで聞いたわけじゃありませんけれども、それなりに彼女たちは環境の中に溶け込んで、自分なりの学習環境というのをつくっておりました。

したがって、それは広ければ広いほど、それは広くするということは、議員と私は一緒の考えでございます。ただ、今置かれている環境でどういうふうに対応するかといったときに、やはり今の環境の中でそういうふう苦しんでいる子がおれば、いつでも受け入れますよというようなことで、我々としても考えていきたいし、圧迫感とか落ち着きとかというふうなものは度外視して、できるだけ子供たちが気持ちよく学習できる状況というものをつくっていくことが先決ではないかというふうに考えているわけでございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

ありがとうございます。

私も図書館にはたまたま行くぐらいのもので、私のほうの経験がうんと少ない中で、失礼なことも申したかもしれませんけれど、図書館にも給食があるよという言葉をかけられるのを、一日千秋の思いで待っております。

終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、9番 松尾道代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時5分から再開します。

午後2時49分 休憩

午後3時5分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 石峰実議員。

○3番（石峰 実君）

こんにちは。12月に入りまして、急に何か寒さを身を感じるようになってきました。ことしもあと余すところ20日近くになってまいりましたけれども、何かと慌ただしい時期でございます。

ことしは異常気象で日照不足に見舞われ、日常生活においても、あるいは農作物等の栽培や生産にも大きなさまざまな影響を及ぼしました。また、全国各地で最高記録を更新しながら、甚大な被害をもたらし、そして多くの人命を奪っていった台風あるいは竜巻、それからごく最近は大雪等が猛威を振るいました。年々巨大化し、荒れ狂う暴風雨等は、地球温暖化等による異常気象の一つが要因と言われております。こうした災害発生に対して、行政、地域と住民が一体となって、温暖化防止の取り組みを初め、安全な体制づくりに最大の注意を払い、お互いが共通認識していく必要があります。さらに、対策と体制の強化を図っていかねばなりませんけれども、自然の脅威は未知であり、その対応はなかなか難しいものがあるとつくづく思い知らされました。

それでは、通告に従いまして1本質問をいたします。

まず初めに、バイオマス発電関連企業の進出と、農林業振興についてであります。

町内において、木質チップによる発電や、廃熱等を活用したハウス野菜栽培を行うバイオマス発電関連のベンチャー企業が進出し、立地計画されていると聞いております。農林業の振興と、活性化につながると思われませんが、こうしたバイオ発電計画等の取り組みの現状はどうなっているのか。また、関連企業の立地計画では、事業費等が12億円程度と多額でありますけれども、町としてのかかわり、あるいは奨励措置等を含めた支援策はどうなっておるのか、見解を伺いたいと思います。

次に、バイオマス発電計画等の事業推進に当たっては、森林経営計画等との整合性を持って、間伐材等の有効活用と森林整備を促進する観点から重要であると思っておりますけれども、木材等の需要と供給の体制、あるいは活用の範囲をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いします。

また、間伐材等の搬出を容易にするために必要な作業道、あるいは林道専用道の整備を急ぐべきと思いますが、どうお考えか伺います。

2点目は、地場産材を活用した役場庁舎の建設計画についてであります。

町内には町有林を初めとして、多くの山林等で伐採適齢期を超えた、建築に適した木材があると思います。近い将来予定されている役場庁舎建設の計画を進めるに当たっては、地場産木材を庁舎等の一部、あるいは木造等に活用して、木のぬくもりのある建物を建設して、人と心が通い合う場にするような研究、検討を進めていくべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは、発言席にて質問させていただきます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 石峰議員の御質問にお答えいたします。

まず、バイオマス発電関連企業の進出と、農林業振興について。バイオマス発電関連のベンチャー企業が進出計画をされていると聞かすが、現状はどうなっているのか。また、町としてのかかわりや、奨励措置を含めた支援策はどうするのか。さらに、バイオマス事業推進に当たっては、間伐材等の有効活用と、森林整備経営計画との整合性を図り、また木材の需要

と供給の体制、間伐材等の搬出の作業道や林道整備を急ぐべきだと考えるがどうかという御質問ですが、波佐見町では平成19年、地域新エネルギービジョンを策定する中で、町の将来像を、「伝統産業を生かし、自然と共生する町 波佐見」として、森林及び農業系資源を中心とするバイオマスエネルギー利用プロジェクトを掲げ、事業化については、詳細な検討が必要として具体化することはなかったわけですが、昨年東京を中心としたベンチャー企業から、本町へのバイオマス発電事業化計画が初めて提案されました。その内容は、調達可能な燃料として、地域の間伐材を中心にリサイクル材を含めた740キロワット出力のコンパクトな発電規模で、電力会社に売電すると同時に、発電時の廃熱と二酸化炭素をハウス野菜栽培に利用するという、効率の高い発電システムであります。

全国的に見て、バイオマス発電の現状は総じて大規模である中、地域の現状に根差した小規模の事業計画は、全国的にもモデルとなり得る可能性を持ったものとして提案されています。

町としましても、今回のバイオマス計画につきましては、小規模とはいえ、相当の投資を伴う企業進出と捉えており、農林業振興にも寄与する計画でありますので、今後奨励措置等を含め、支援につきましては具体的な事業計画の進捗を見極めながら、検討を行ってまいりたいと考えています。

そこで一番懸念されることが、将来にわたり燃料となる間伐材等を持続的、安定的に調達できるかということですが、本町では植林後約40年から50年を経過する中で、適期間伐のおくれが目立つ山林も多く、森林の適正な育成管理を目指して、森林整備計画及び森林経営計画のもとに、施業集約化が進められています。

現在、森林組合におきましては、搬出された間伐材は近隣市場を中心として、一部中国、韓国向けにも売却されている中、本町におきましては、経営計画に従って川内郷から間伐作業が進んでいますが、御指摘のように、作業路網や専用道の整備が十分でないため、搬出コストの理由から、林地残材として切り捨てたままの森林もある状況であります。

こうした状況を打開するものとして、これまで林地残材であったものが、バイオマス資源として利活用されることは時宜を得たものであり、森林の有効活用にも大きく寄与するものであると考えていますが、搬出を実現し、バイオマス発電用燃料として有効活用を図るためには、ハード面の整備とソフト面での支援が急務であり、この点では県当局との協議も進めていかねばならないと考えているところです。

次に、地場産木材を活用した役場庁舎の建設計画について、近い将来に予定されている役場庁舎建設計画を進めるに当たり、地場産木材を庁舎等の一部に活用して、木のぬくもりのある建物を建設し、人と心が通い合う場にするような研究、検討を今後進めていく考えはないかとの御質問ですが、役場庁舎は昭和36年に建設し、その後、昭和48年と平成4年に増築を行い、現在に至っていますが、当初建設から50年以上が経過し、老朽化しており、業務も多様化し手狭で、耐震性も低く、災害時には対策本部機能も備えなければならないことから、平成23年度に庁舎建設基金を設け、積み立てを始めており、現在、庁舎建設内部検討委員会において、検討を行っているところであります。次年度以降、外部委員を含めた新庁舎建設検討委員会を設置し、庁舎の位置や建築の規模等の具体的な検討を行うことになるものと考えています。

公共施設に地場産材を使用した例として、現在の鴻ノ巣保育園は適齢期を迎えた町有林を伐採、使用し、平成17年に建築しています。平成22年、公共施設建築物等における木材の利用促進に関する法律が制定され、地域産材の公共建築物への利活用がさらに促進されるようになっており、庁舎等の公共施設建築物に地域材を利用することは一般的になりつつあります。

議員御提案の地場産木材を活用することは、地域経済の活性化のみならず、地球環境保全への貢献や、町民皆さんが親しみやすく、愛着が持てる庁舎になり、総合計画に掲げる「人と心が通い合う場」となることにもつながっていきますので、今後、木造建築や内装の木材化を含めて研究、検討を進めていきたいと考えています。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

このバイオマス発電の関連企業の進出計画につきましては、町長今、若干答弁いただいたわけですが、先般、ある新聞紙上で発表されておったようでございます。こうした木材チップ等を燃料としたバイオマス発電は、本町の森林整備計画、あるいは森林経営計画等に沿った森林施業を推進する、特に人工林初め、天然林を含めた間伐の促進を図るといった観点と、廃熱利用を有効に利用したハウス野菜栽培の取り組みということで、非常に農林業の振興、あるいは新規作物の開拓といったこと、活性化等に大いに貢献されるものと思っておるわけですが、まずこの町として、このバイオマス発電関連の進出計画をどう受け

止められておるのか。そうした立地に関して、メリットあるいはデメリットというものはどういうものと考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

町長も申しましたように、まず今回の企業進出につきましては、地元の活性化という、私たちはもちろんなんですけれども、企業側も当初から波佐見地域の活性化を目指して自分たちは進出してきましたということ、それと、詳しいことになりますけれども、売電する中から一部、地域の利益還元も図っていききたいと。その内容につきましては、いろいろな地域の文化的な側面での貢献も成したいというふうな提案でございました。

で、事業計画につきましては、まず当初は、議員おっしゃいましたように、立地場所について、どこか適地がないかというふうな打診がなされまして、町内のそういった候補地というものを、お互い現地とかいろいろな資料をもとに検討したんですけれども、幾つかの候補地があったわけなんですけれども、やはり大変大きな面積も必要とするということで、当初は恐らく2ヘクタールぐらいの土地が必要だというふうな要望だったと記憶しておりますけれども、水田とか農地は別としまして、特に平場において2ヘクタールを超えるような土地というのはなかなかないということで、当初はそういった立地からスタートをいたしました。

メリット、デメリットということなんですけれども、やはり山の中にぽつんとした場所があるならともかく、地域の住民も暮らしているわけですので、そういった発電所というふうになりますと、いろいろな意味での環境を含めて、配慮もしなくちゃいけないだろうということで、やはりその候補地を絞ることが非常に難しいなということで、1年間進めてきたような感じがしますし、現在に至っても、まだ候補地については確定という形では申し上げられる状況ではまだありません。候補地が幾つかあるという状況でございます。

デメリットということではないわけなんですけれども、町長も申しましたように、計画の内容自体は非常に活性化につながるということで提案されておりますし、素晴らしい内容だとは思いますが、やはり燃料、原材料の木材を安定的に確保できるかということで、やはりその点で、私たちも企業側と一緒にしまして、当初から県の森林組合連合会、それから東彼の森林組合、それから、県の林業公社、こういったところと、木材の供給についての可能性について探ってまいったということで、そういった意味では、町のほうも一緒になっ

て計画と一緒に進めるに当たって動いてきたという経緯がございます。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

新聞紙上によれば、来春に着工して、2016年の春までに稼働したいといったようなこと、それから約8,000平米の敷地ということ、あるいはその野菜栽培については600平米のようですけれども、まだ具体的なそういったはっきりした計画じゃないわけですか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

恐らく新聞報道の内容をごらんになった方もたくさんいらっしゃると思うんですけれども、実はちょうど発表された時期なんですけれども、実は国のほうでバイオマスの産業都市構想というのがありまして、このバイオマスの産業都市という指定を受けるというのが条件で補助事業が組まれているんですね。これは国のプロジェクトが農林水産省を初め、7府省でその都市構想が設置されているわけなんですけれども、実はこのバイオマスの産業都市に応募いたしました。これは本年の7月だったんですけれども、このバイオマス産業都市が認定されますと、先ほど議員がおっしゃいましたように、農林関係の補助事業とか、7府省ですので、関連7府省の国の補助事業が受けられるということで、これは最大で50%だったと思うんですけれども、そういった5割補助というのもありまして、その都市構想に認定されれば、大きくこの計画自体が進むだろうということで考えていたわけなんですけれども、ちょうどその時期が恐らく新聞発表がなされたと思うんですけれども、この条件が非常に大きいものですから、都市の認定がなされるかなされないかが今のところ大きく左右されるということで、事業がストップしているわけではないんですけれども、その認定されるように募集に応じようというふうにしているというところでございます。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

町の総合計画の基本政策等とか、あるいはさっき町長がおっしゃいました地域エネルギービジョンの中で再生可能エネルギーの導入促進を語られておりますけれども、最近その電力

会社等が、特にその太陽光発電等を初めとして、再生可能エネルギーの多くの受け入れを中断しているという中で、新聞紙上によると、バイオ発電は太陽光あるいは風力よりも安定供給ができるというために、その買い取りも前向きであるというような見方もされておるわけですね。そういうことで、先ほど課長がおっしゃいました事業計画に関連して、国に対してそのバイオマス都市構想の採択について再度申請をされるのかどうか。この点が一つですね。その理由としてはそれぞれあるんだと思いますけれども、再申請をされるのかどうか。

それと、もう一つは、こういった関連企業が町内に立地した場合に、今の計画では12億等ですから、企業立地奨励措置という町のそういったものの支援ということも考えられておるのかどうか、積極的に取り組むべきじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりについてお伺いいたします。

**○議長（川田保則君）**

農林課長。

**○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）**

産業都市構想にはやはり応募して、認定を受けたほうが大きな補助事業を受けられますので、そちらのほうに向かったほうがいいじゃないかなという現在の状況ではありますけれども、それを再度出してクリアするためには、やはり町長申しましたように、原料の安定確保のために森林組合等との確実な合意といいますか、そのあたりが必要ではないかなということで、当面その点に絞って協議を進めていこうというふうな段階でございます。

それから、奨励措置についてですけれども、先ほど申しましたように、新聞報道はなされましたけれども、具体的なまだゴーサインといいますか、そこまで至っていないということで、投資規模は確かに当面12億円、2期工事を含めると多分20億近い投資計画になりますので、当然町の規定に沿った形で検討をする必要があるんじゃないかなということで、話はしております。

**○議長（川田保則君）**

石峰議員。

**○3番（石峰 実君）**

その奨励措置について、今の条例の規定によりますと、この日本標準産業分類のいい制度業ということにはちょっと当たらないわけですが、その中で木材チップ業とかあるわけで、それと先ほどあったように、全国的にモデルケースというようなことであれば、面積



規模が今の計画のとおりでいけば8,000平米ですから、用地取得の奨励というのは無理かもしれませんが、その固定資産税の減免とか、そういったものについての面でも、やっぱり町としても、特に時効等もあるわけですので、そういったこともお考えになってはどうかと思いますけれども、その点どうですかね。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

これは先ほどから申しますように、クリーンエネルギーということと、間伐材を利用すれば山林の育成ということにも寄与するわけでありますので、いいわけですが、まず第一は、この燃料を安定的に継続的に供給されるかが一番問題なんですよね。で、森林組合等の協議もいたしましたけれども、町長も答弁しましたように、中国とか韓国あたりがかなりこの間伐材を今買いにきているということで、やはり森林組合も経営ですから、極端に言えば1円でも高いところに売るわけですよね。そういったことも考えれば、ここが一番ネックで、農林課長が言いますように、ここはやっぱり十分森林組合たりと詰めながら進めていきたいというふうに思っております。もし、それが可能ということになれば、当然ある程度の雇用も生みますし、用地起用等についても十分協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

るその木材が非常に供給できるかどうかという不安、これが大きいわけですが、ここの町内に立地した場合に、その小規模の発電施設ですので、観光社会型の地産地消タイプと言われる内容でございますので、そういった中で木材需要を、業者側はある程度内在した量は確保できると見込んでおられるわけですが、さっき答弁があったように、ほかの1円でも高いところに流れていくといったことで、それと、今言う諫早等の周辺部にもそういった類似した施設があるということであるわけで、なかなか厳しい状況があるわけでしょうけれども、そういったところを、今はどの範囲までを供給のエリアとして考えておられるのか。そういったことがまた今後そういった関連団体、県あるいは森林組合連合会等々の調整をどのように図っていかれるのか、尋ねたいと思います。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

森連とか、森林組合、これは東彼と、それから先ほど申し述べていませんでしたけれども、佐世保市の森林組合とも常に一緒に協議をしていたんですけれども、やはりトン数でいいますと1日約20トンぐらいの計画量なんです。幾ら小規模とはいえ、20トンといえますと、やはり相当な量になります。それをほぼフルタイム操業予定ですので、365日にはならないわけですが、年計画で出したところが8,000時間だだと思いますので、300日を超えているわけですね。ですから、その日量の20トン以上というのを確保するというのは、やはり大変ですし、副町長も申しましたように、現在でもほかの稼働しているところでも、やはり原料の奪い合いになっていると。しかも、中国、韓国が入ってきているという、非常に込み合った状況になっていまして、これからも大変なことが予想はされますけれども、やはり私たちとしましては、長崎県で初めてという計画でもありますし、町長が申しましたように、ソフト面での支援、例えば買い上げ価格に運搬のコストを幾らかでも上乗せできないかとか、そういった支援策等についても、県にわずかの金額があるわけですが、さらに上乗せしたような形で、当面の計画が、試験的な意味も含めてスムーズにスタートできればということで、そういったものをいろいろ探っていこうかなということで話しているところでございます。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

それに、その事業計画をより実現性の高いものにするということであれば、特にそういった関係機関と団体の意見調整を十分に行って、今ちょっと課長が言われましたその木材価格の価格調整の課題が必要になってくるということも予想されますので、そうしたときに間伐材価格の材価の上乗せ等をやっていただければ、林業振興になるし、林業者の価格補填というような施策にもなるかと思っておりますので、そういう点も一応考えていただきたいと思っております。

それと、先ほど町長もありましたけれども、特に間伐材が今まで切り捨て間伐だったので、山、林地に残材というのが非常に多いという状況がありますので、どうしてもそ

の森林の多面的機能の充実とか、森林環境の整備の立場からいきますと、やっぱり間伐材を搬出しやすくするための林内路網、作業路とか、あるいはさっき上がった林業専用道の路網の整備を図って、特にその林業専用道というのは町が事業主体となってやるといったような規定があるようではございますけれども、こういったものを図って、低コストで効率な搬出と安定的な供給が図られるように努めていくべきじゃないかと思っております。そういう点を考えておりますけれども、どうですかね。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

議員おっしゃいましたように、森林計画のもとで作業道等の整備というのも入っておりますし、現実、組合のほうからもやはり一番ネックは道であると。林道まで持っていくにしても、やはり載せかえとか、いろいろなコストを考えざるを得ないということで、現に川内の場合は置かざるを得なかったという経緯もありますし、やはりその課題が今一番大きいんじゃないかなということで、この点についても、県当局も含めて道の整備というのは、今後考えていかななくてはならないというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

林道整備、あるいは作業道の整備もさることながら、その今おっしゃったように、林地から運び出す状況の中では、現地で働く人たちの意見を聞きますと、やっぱり林道農道に通じるところまでに、川があったらとにかく道路が非常に厳しいんだといったことでありますので、なかなか波佐見町の場合、地形が急峻ですので、うまく道路ができないということもあろうかと思っておりますけれども、可能なところに路網配置をして整備をして、なるべく材木が供給できるような努力をやっていただきたいと思います。

林道あたりについては、林業専用道というのが4トン車以上、幅員が4メートル以上を砕石舗装でやるということですので、従来の林道の大きな工事費のかかるような林道じゃないわけですので、そういった点についても検討をしていただきたいと思っております。

それと、そういったことでできない場合には、既存の道路であってもやっぱり幅員が狭いということもあって、それを幾分拡張していったら、もうちょっと作業がやりやすいように

なるといったこともありますので、そういう点についてもお考えいただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

その点につきましても、組合のほうの要望もありますし、一番がこれからまた田別当地区のほうに移っていくわけですが、しやすいところから手をつけていると言いながらも、現実には、議員がおっしゃいましたように、路網が整備されていないという、非常に弱い状況にありますので、その辺を何とかクリアしていければというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

せっかくの企業が進出したいという意向があらわれるわけですので、できる限りの条件整備を図って、なるべくそういったバイオマス発電関連のモデルケースになるような努力をお願いしたいと思います。

次にいきたいと思います。

地場産木材を活用した役場庁舎の建設についてでありますけれども、最近では町内に立地し建設中のホテルも、木のぬくもりや風合いを生かしたその木造建築であるということ、それから、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、鴻ノ巣保育所等も町林の木造を活用して建設をしたという経緯もありますけれども、この間ホテルの社長さんに伺ったところ、こだわった理由としては「波佐見は自然が豊かだし、その自然と風土的にとにかく非木造ではなかなか似合わない。やっぱり木の風合いが似合っているところが、木造だ」といったことも言われました。そうしたことで、やっぱりホテルのターゲットは外国人客も視野に入れておられるわけで、木質化とその質の高さを打ち出されておると聞いております。

そういったことで、ぜひ林業の振興、あるいは活性化の一助となるような役場庁舎の建設を、木造あるいは一部でも結構ですけれども木造化をして、地場産を用いた建設計画となるように希望するわけですが、このあたりについて特にその地域の活性化と、先ほど言いました地球温暖化防止の一助といった観点から、このあたりについてのお考えをもう一度お願いいたします。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

おっしゃるように、ブリスヴィラ波佐見も木造でできておりますし、この木造は議員おっしゃるとおりに、心の温かみ、そういうのがあって何かこう落ち着くんですね、木造の家屋というのは。

これは、ことし2月に波佐見町で実施をしました木造建築シンポジウム、この中でも世界的に有名な池田武邦さん、これは90歳になられる方で、90歳の年をして参加された方ですけども、この方は東京京王プラザとか霞ヶ関ビルとか、高層ビルをずっとつくってこられた方ですけども、その方が言っておられましたけれども、やはり人間は自然の中で生きているんだと、そういうことになればその土地の気候、風土に合った、その中で育った木材を使ってつくることが重要なんだというようなこともおっしゃっておいりましたので、そのときにふと私も「庁舎は一つ木造でやってみようか」というのが頭の中でちらっと浮かんだわけですよ。で、いつか職員にも「木造でやろうか」というようなことも、ちょっと私も言った覚えもありますし、全部を木造でということは、なかなかいろいろな条件があって厳しいでしょうけれども、内装とかいう面については、住民の皆さんがたくさん見えられる庁舎になりますので、大きなホールとかそういったところについては、そういう木造、木を使った温かみのある施設になればいいなというふうに思っておりますし、木造、木を使うようなことで、そういう方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

その先ほどありました鴻ノ巣保育所を移転改築するときも、かなりの樹種が大径木になっているということでしたわけですけども、現在波佐見町の町林、あるいは町内の山林には、50年から60年を越える大径木もあります。これは森林整備計画の内容の中でいきますと、九、十齢級が340ヘクタール以上あるわけですね。だから、こういったものを活用して、特にそういった間隔伐採をするといった中での樹種の更新、森林整備の面からも、大いに利活用が図られるんじゃないかと思っておりますけれども、こういったものの現状が、なかなか手も入っていないといったような状況もあると聞いておりますし、このあたりについて活用するとすれば、どの程度あるものなのかをお尋ねいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

町有林の活用については、当然鴻ノ巣でもそうだったわけですが、これから計画される庁舎建設について、先ほど副町長も申しましたように、木質化を図るという点では、当然まず町有林の活用が先に図られることになるだろうと思うんですが、当然管理も不十分とは言え、やっつけていただいておりますし、今おっしゃいましたように、60年になろうとしているのもありますので、木質自体は悪い木ではないというふうに聞いておりますし、当然優先して、まずそこから活用されるものだろうというふうに考えておりますけれども。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

庁舎の建設については、6月の議会で答弁があったように、平成33年から35年ぐらいだろうといったものが示されたわけですが、建築主体で十二、三億、規模で3,000平米、平米単価で40万程度といった見込みであるということであったわけですが、岩手県の住田町、ここは人口7,000人ぐらいの町なんですけれども、面積は334でうちよりも6ぐらいあるわけですが、職員規模が100人、庁舎の規模で2,500平米の計画をされておったわけで、ここは平成18年に建設検討委員会プロジェクトチームを立ち上げ、それからずっと基本計画案とかをやっつけてこられて、24年に基本と実施設計を組み、25年、26年度に庁舎を建設されているというような状況でございます。用地取得を含んで12億と、これ木造ですね。単価も48万、これは用地代が7,200平米組んでおりますので、ちょっと高くなっておりますけれども、こういった例もあります。

それから、宮城県の加美町の庁舎木質化と、木造一部鉄骨づくりなんですけれども、2階建てで、延べ床3,500平米の規模で、ここは職員の規模が150人を想定されておると。そこで庁舎建築が10億5,000万、平米単価で30万といったことが載っております。そこで総事業費は15億2,700万と。そこについては、地元産木材を活用したということを言われているわけですが、地域はちょっと遠いですが、こういった事例もございますので、今後そういった庁舎建設に向けて検討、研究を進めていかれればと思っております。

特に、その森林環境保全のための長崎森林環境保全材制度もありますし、これは28年度ま

で延長されているわけですが、そのほかにも国・県の補助制度もあるようでございますので、こういったものを活用しながら、今後の近い将来の建設に向けた研究を進めていったらどうかと思いますが、そのあたりの見解をお願いします。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

議員おっしゃるとおり、いろいろな形で研究しながら、今後進めてまいりたいというふう  
に思っております。

建設の時期、規模等につきましては、今後はずっと研究して進めてまいりますけれども、  
要は、その一番もとになりますこれから基金、貯金を、いつの時点で目標に達するような積  
み立てができるかどうかでしょうけれども、庁舎建設する際には、そういう木造、木を使っ  
た庁舎を建設するような形で、いろいろな情報を得ながら研究してまいりたいというふう  
に思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

るる申し上げましたけれども、いろいろな防災上とか、あるいは木材の不燃物化、そうい  
った必要があるかと思えます。ちょっと若干割り高になるかなという気もしますけれども、  
建設単価とか、あるいは耐用年数等も考慮に入れる必要があると思えますけれども、先ほど  
言いましたようにほかの自治体でも、九州でも阿蘇町もあるようですけれども、そういった  
活用の事例等を調査、研究して、そのメリット、デメリット等はどんなものか、そういうこ  
とも十分検討しながら、建設計画に生かしていかなければならないと思っておりますので、今後  
時間等をかけながら、いろいろな委員会等も設置をしながら、建設計画を進めていただき  
たいと思っておりますが、この点について再度お願いします。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

石峰議員からは貴重な御意見をいただきまして、そういった形で進めてまいりたいとい  
うふうと思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

そういった論議を、早い時期から論議を重ねながら、基本方針とか基本計画案をつくって反映して実現していかなければと思っております。そういった上で、人に優しい風合いのある町の顔として、拠点となり、あるいは住民の交流、情報交換の場として生かされるようになるものに英知を絞って築き上げていかなければと期待しながら、質問を終わりたいと思います。

○議長（川田保則君）

以上で、3番 石峰実議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れでございました。

午後3時54分 散会